

北本市市民公益活動推進計画

平成25年3月

北 本 市

市民主役のまちづくりをめざして



北本市では、平成19年3月に策定いたしました「北本市市民と行政との協働推進計画」及び平成22年4月に施行いたしました「北本市自治基本条例」に基づきまして、すべての市民の皆様が地域社会の一員としてまちづくりに積極的に御参加いただけるよう、様々な施策・事業を実施してまいりました。

この度、「北本市市民と行政との協働推進計画」が計画期間の終了を迎えることから、これまでの本市の取り組みや現在の社会状況などを踏まえ、更なる市民公益活動の推進に向けて新たに「北本市市民公益活動推進計画」を策定いたしました。

この「北本市市民公益活動推進計画」は、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の皆様から御提案いただいた内容や、アンケート等を通じて得られた市民の皆様からの貴重な御意見を踏まえながら、北本市自治基本条例審議会の諮問答申を経て策定したものです。

今後、本計画に位置づけた施策を着実に推進するとともに、平成25年4月1日に施行される「北本市市民参画推進条例」及び「北本市協働推進条例」に規定された事項を一体的に推進することにより、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現に向けて全力を傾注してまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり多大な御尽力をいただきました、北本市市民参画推進条例等市民検討委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

北本市長 石 津 賢 治

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	7
3	計画期間	9
4	今後の展開	9
第2章	市民公益活動の理念	11
1	市民公益活動の理念	13
2	用語公益活動団体の特性	14
3	市民公益活動支援の領域	14
第3章	市民公益活動の現状と課題	15
1	市民公益活動団体の支援の現状	17
2	市民公益活動に対する市民の意識	19
3	前計画の取組み状況	22
4	市民公益活動推進の課題	24
第4章	市民公益活動推進の基本方針	25
1	基本目標	27
2	推進施策	28
第5章	市民公益活動推進施策の展開	31
1	市民公益活動の普及・啓発	33
2	市民公益活動の環境整備	35
3	市民公益活動団体の自立支援	37
4	市民公益活動のネットワーク形成	39
第6章	計画の推進	41
1	計画の推進体制	43
2	計画の進行管理	43
資料編		45
資料1	北本市自治基本条例	47
資料2	北本市協働推進条例	55
資料3	北本市協働推進条例施行規則	59
資料4	北本市市民と行政との協働推進計画施策実施状況のまとめ	75
資料5	協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート報告書	79
資料6	北本市協働推進等庁内検討委員会設置規程	95
資料7	北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱	101
資料8	計画策定経過	105

第 1 章 計画の概要



第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では「協働」という言葉が一般的に使用される以前から、市民のまちづくり活動への参加や、市民活動団体のまちづくりへの取り組みが盛んに行なわれてきました。特に、自治会活動や地域コミュニティ委員会の活動は、市域全体をカバーするかたちで 111 の自治会と 8 つの地域コミュニティ委員会がそれぞれ組織され、行政と地域が一体となったまちづくりが進められてきました。

本市が施策として「協働のまちづくり」を最初に掲げたのは、平成 17 年度に策定した『第四次北本市総合振興計画』¹（以下「総合振興計画」という。）です。総合振興計画では、将来都市像を実現するために、市民と行政の協働をまちづくりの基本理念とするとしています。

平成 18 年度には、『北本市市民と行政との協働推進計画』²（以下「協働推進計画」という。）を策定し、この協働推進計画に基づき、平成 19 年 5 月に市民公益活動の拠点施設として、北本市コミュニティセンター内に北本市市民公益活動支援コーナーを開設するとともに、平成 20 年 4 月に市民との協働の推進を主管する協働推進課を設置し、市民公益活動活性化のための環境づくりに取り組んできました。

市民公益活動活性化のための環境づくりと平行して平成 18 年度からは、自治基本条例の制定に向けた検討が始まり、約 3 年にわたり検討を重ね、平成 22 年 4 月 1 日に『北本市自治基本条例』³が施行されました。

その後、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を設置するとともに、北本市協働推進等庁内検討委員会及び北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会を組織して、『北本市自治基本条例』に基づく『北本市市民参画推進条例』⁴『北本市協働推進条例』⁵を整備してきました。

¹ 『第四次北本市総合振興計画』 平成 18 年(2006)度から平成 27 年(2015)度までの 10 年計画で、基本構想と基本計画で構成されている。基本計画は、基本構想を実現するための基本施策・事業を体系的に明らかにしたものであり、基本構想の計画期間を前期・中期・後期に区分した 4 年計画として、3 年ごとに見直し期間を設けている。

² 『北本市市民と行政との協働推進計画』 基本理念を「市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまちきたもと」とした協働推進計画平成 19 年(2007)度から平成 24 年(2012)度までの 6 年間の計画。

³ 『北本市自治基本条例』（平成 21 年条例第 22 号） 平成 22 年 4 月 1 日施行。北本市のまちづくりにおける最高規範と位置づけられた条例で、まちづくりを進めるうえでの基本ルールを定めている。まちづくりの基本原則を「情報共有」「参加・参画」「協働」とし、まちづくりの主体「市民」「議会」「行政」三者それぞれの権利と役割等を定めている。

⁴ 『北本市市民参画推進条例』（平成 24 年条例第 24 号） 平成 25 年 4 月 1 日施行。北本市自治基本

そしてこのたび、市民が主体的に公共事業に取り組む市民公益活動を推進するための計画を策定いたしました。

今後は「参画」「協働」「市民公益活動」を一体的に推進することにより、『北本市自治基本条例』に掲げた「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現を目指します（**図 1 北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて参照**）。

条例第 18 条に規定された市民の市政への参加の促進に関し必要事項を定めた条例。

⁵ 『北本市協働推進条例』 平成 24 年条例第 25 号 平成 25 年 4 月 1 日施行。北本市自治基本条例第 18 条に規定された市民と行政との協働によるまちづくりを進めるための必要事項を定めた条例。

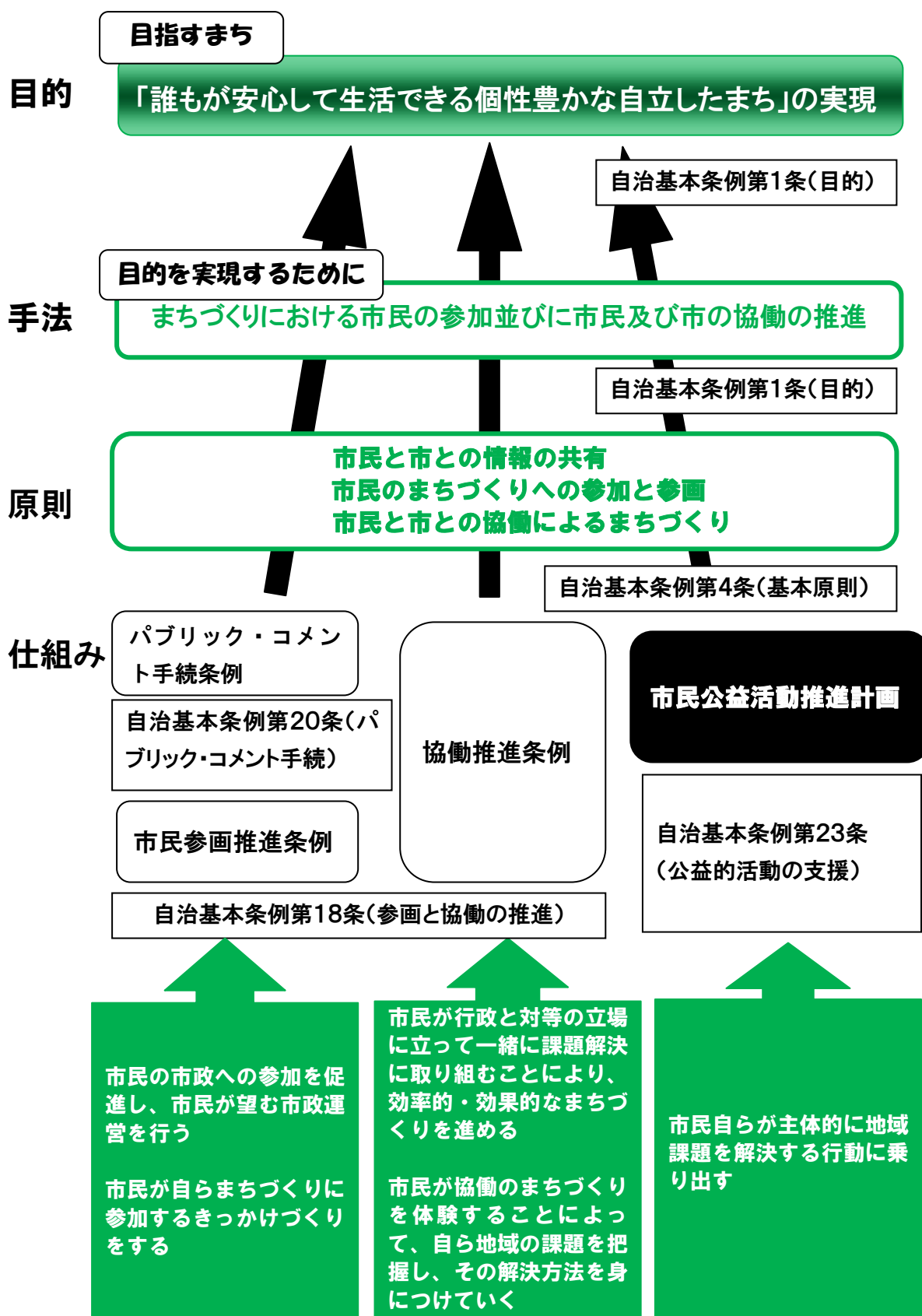


図 1 北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて

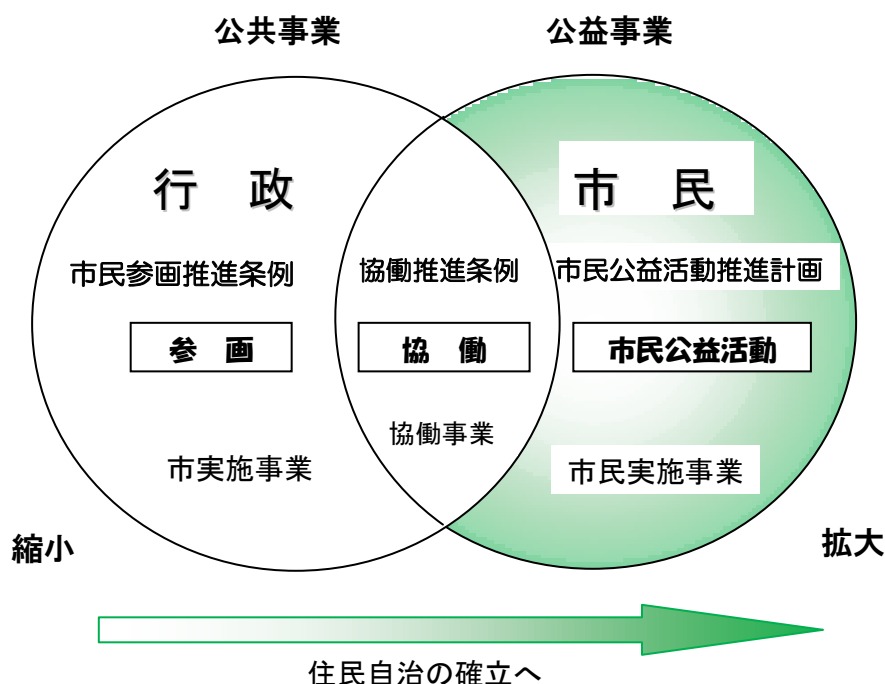


図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」

平成18年度に策定した『協働推進計画』は、「協働のまちづくり」を「参画」「協働」「市民公益活動」を包括し、広義に捉えていたのに対し、『北本市自治基本条例』では「協働」を狭義に捉えて規定しています。

『北本市自治基本条例』に基づく体系として、『北本市市民参画推進条例』『北本市協働推進条例』『北本市市民公益活動推進計画』を整備することにより（図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」参照）、「参画」「協働」「市民公益活動」にそれぞれ分類し、住民自治の確立に向けて推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 北本市自治基本条例における市民公益活動支援の位置付け

『北本市自治基本条例』は、当市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられ、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」とし、市民一人ひとりが市政や身近なまちづくりについて考え、主体的に行動することができる参画と協働のまちづくりを目指しています。

『北本市自治基本条例』第 22 条に規定する「コミュニティの活動の支援」と『北本市自治基本条例』第 23 条に規定する「公益的活動の支援」を車の両輪のように推進していくため、今回新たに策定した今回の計画には、公益的活動を推進するための施策を掲載しています。

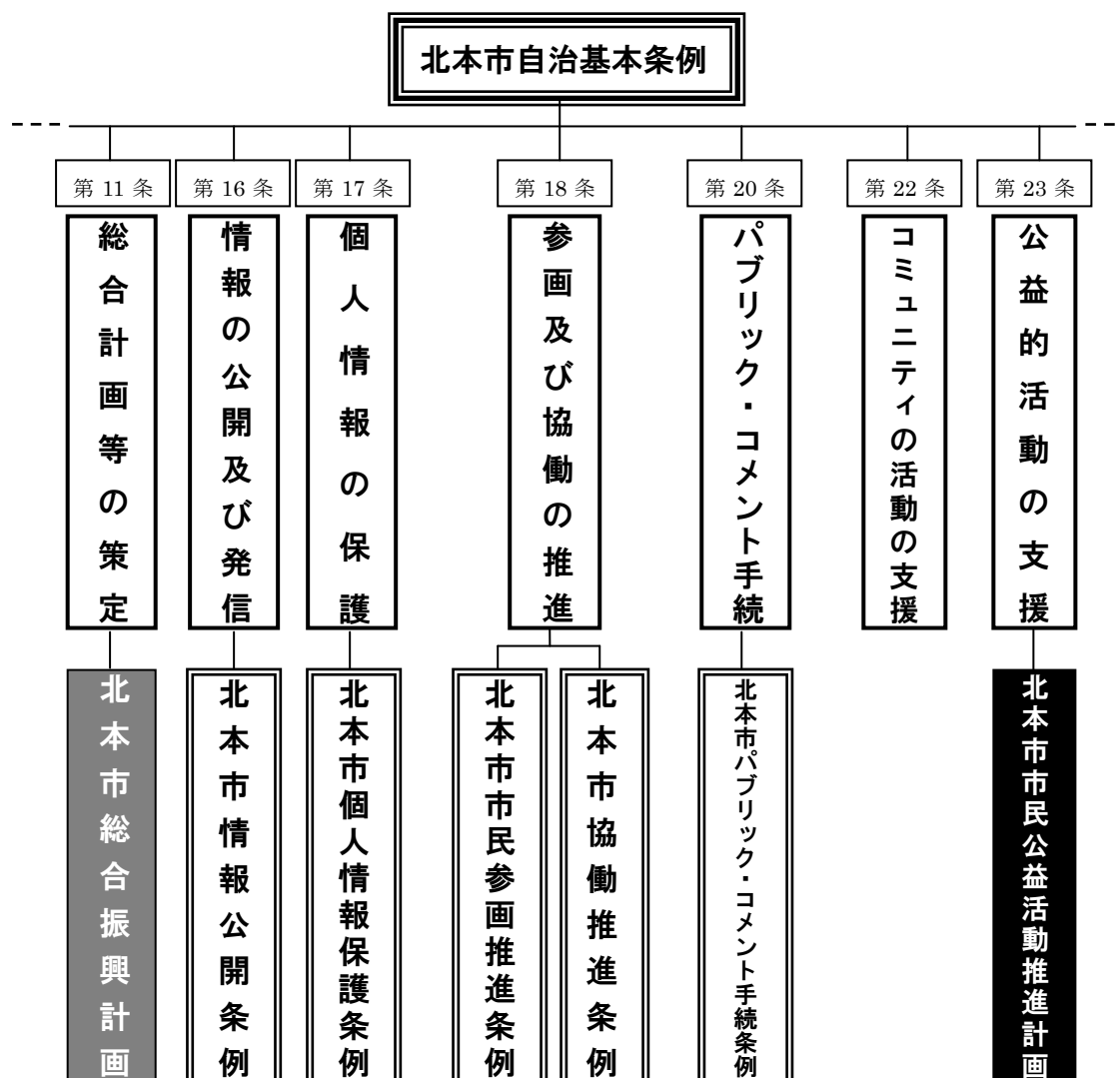


図3 北本市市民公益活動推進計画の位置付け

(2) 計画策定の経緯

この計画は、平成 19 年 3 月に策定した『協働推進計画』を受け継ぐものとして、中でも市民公益活動を推進する部分に特化したものとして策定いたしました。

計画策定にあたっては、知識経験者、市民活動団体代表者、コミュニティ活動団体関係者に加え、公募委員 2 名を含む市民委員 10 名で構成する北本市市民参画推進条例等市民検討委員会に検討を依頼しました。

その検討報告を北本市協働推進等庁内検討委員会及び作業部会で整理して施策としてまとめ、北本市自治基本条例審議会への諮問・答申及びパブリック・コメント手続を経て計画としてまとめたものです。

また、今回の計画は、総合振興計画及びその他分野別計画や分野別計画に係る個別計画等との整合を図り策定しています。

(3) 前計画「北本市市民と行政との協働推進計画」との関連

前計画『協働推進計画』は、計画期間を平成 19 年から平成 24 年までとし、『協働』を広義に捉え「市民参画」「協働」「市民公益活動支援」それぞれを推進するための施策を盛り込んだ計画でした。

しかし、当計画は、平成 22 年 4 月に『北本市自治基本条例』が施行されたことにより、当市における「協働」の定義が明確となったことから、『協働推進計画』の期間終了に伴い、継続して第 2 次計画を策定するのではなく、『北本市自治基本条例』の体系に沿うものとして、『北本市自治基本条例』第 23 条に規定する「市民の公益的活動」を支援及び促進するための計画として策定しました（**図 3 北本市市民公益活動推進計画の位置付け参照**）。

これまでの『協働推進計画』に記載されている「参画」は『北本市市民参画推進条例』において、「協働」は『北本市協働推進条例』として整理され、それぞれ条例のもとに推進施策を講じていきます（**図 4 「参画」「協働」「市民公益活動支援」の定義参照**）。

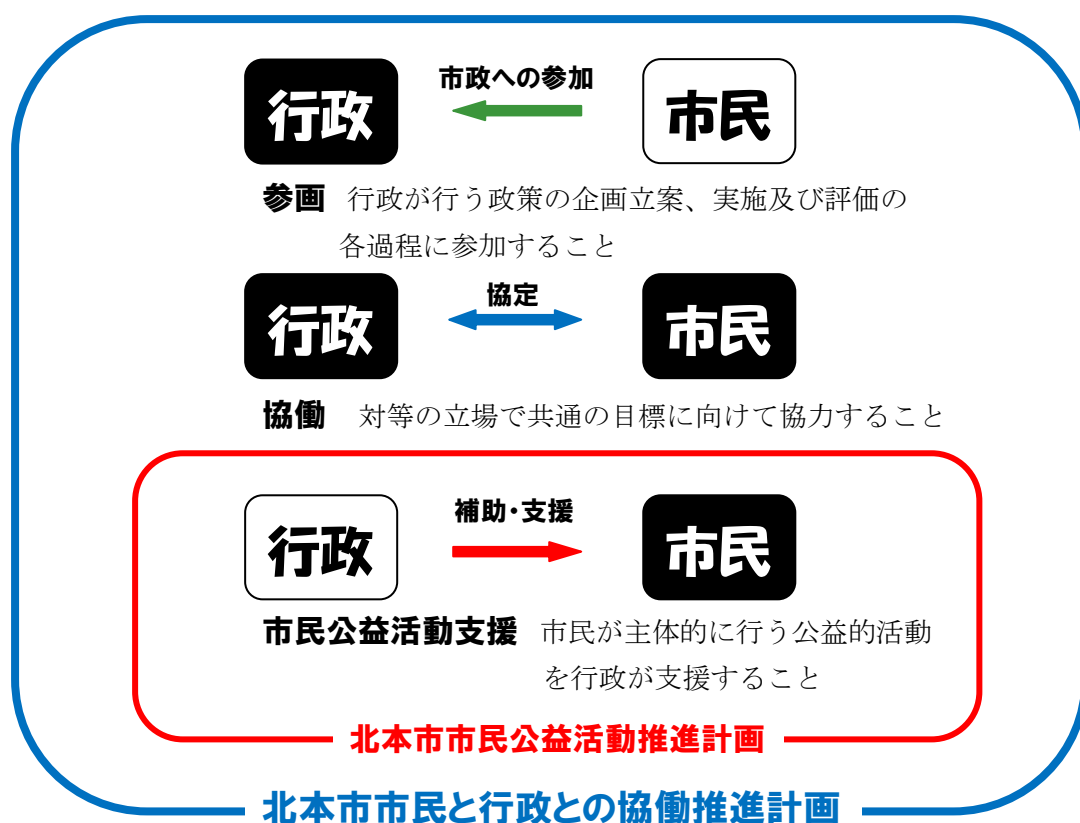


図4 「参画」「協働」「市民公益活動支援」の定義

3 計画期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。当計画を基本計画として位置づけ、年度ごとに推進施策を決定します。

4 今後の展開

当市が目指すまちづくりは、『北本市自治基本条例』の前文に規定されている「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」であり、それは、住民自治の確立を目指すことにあります。

『北本市自治基本条例』には、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」と規定しており、その実現のためには、市民が主体的に地域の問題解決に取り組む体制を確立していく必要があります。

市民公益活動は、市民が自ら地域課題を解決するための取り組みであることから、その活動をより活性化・多様化していくことが住民自治の確立につながっていくものと捉えています。

第2章 市民公益活動の理念



第2章 市民公益活動の理念

1 市民公益活動の理念

本市における市民公益活動は、『北本市協働推進条例』第2条第4号に規定する『特定非営利活動促進法⁶（NPO法）』の規定に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）やその他ボランティア団体等が行う活動を指します。

市民活動は、市民の主体的な参加と支援によって行われる活動として、サークル活動、学習会や研究会等も含んだ活動を指しますが、この市民活動のうち公益的性格の強い活動を本市では「市民公益活動」と捉えています。その活動は、継続性を有し、市民が自らの意思で自由に行う社会貢献活動であって、行政によりその活動が制限されたりすることがあってはなりません。

『北本市自治基本条例』第22条では、自治会や地域コミュニティ委員会の活動は、「コミュニティ活動」として整理し、「コミュニティ活動」と「市民公益活動」が車の両輪となって進んでいくことが住民自治の確立に結びつくものと捉えています。

市民が市民同士で相互に助け合うという「共助」の考え方に加えて、今後は、個人、団体が相互に連携し、自ら地域の課題解決に取り組んでいく姿勢が大変重要となります。

北本市協働推進条例 第2条

(4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

⁶ 『特定非営利活動促進法』（平成10年法律第7号） 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された法。

2 市民公益活動団体の特性

市民公益活動団体は、行政とは異なる質、特性を持っています。市民公益活動団体がその特性を活かし、行政が対応困難な市民ニーズに対応していくことにより、新たな「公共サービス」の提供が可能となります。

市民公益活動団体が十分にその力を発揮することができるよう、市は市民公益活動団体の特性を理解しておく必要があります。

市民公益活動団体が持つ特性は主に次のようなものがあげられます。

- (1) 「自主性」 自らの判断で行動できる
- (2) 「自立性」 行政・企業等から独立し自らの力で取り組める
- (3) 「自発性」 自ら進んで社会問題の解決に取り組める
- (4) 「柔軟性」 制度・常識に捉われずその状況に合わせた適切な対応ができる
- (5) 「迅速性」 時機に応じてすばやくその問題に対処できる
- (6) 「多様性」 一人ひとりのニーズに合わせたさまざまなサービスが提供できる
- (7) 「先駆性」 新たな社会的課題・市民ニーズを発見し取り組める
- (8) 「創造性」 新奇で独自かつ生産的な発想をもつ
- (9) 「専門性」 活動分野の実践・専門知識を蓄積している

3 市民公益活動支援の領域

市民公益活動は、**図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」**のとおり、あくまでも市民が主体的に行う社会貢献活動で、行政は必要に応じてその活動を支援するものです。そのため、行政が主体的に関与する事業や、行政が事務局を担っているものなどは市民公益活動には当てはまりません。

支援は主に現在活動している団体の活動を充実させるための取り組みや、現在、市民公益活動に関わりのない市民が市民公益活動に参加するきっかけづくりなどを中心に、市民公益活動がより活性化していくための取り組みを行います。

なお、行政が市民公益活動団体を支援する際には、市民公益活動団体の特性を損なわないよう十分に配慮する必要があります。

第3章 市民公益活動の現状と課題



第3章 市民公益活動の現状と課題

1 市民公益活動団体の支援の現状

市内で活動している市民公益活動団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）、北本市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体、その他市の各部署との関わりを持つ団体を合わせると、80近くの数になりますが、その他にも市や既存の組織に関わることなく独自に活動する団体も存在しています。

平成10年に施行された『特定非営利活動促進法』の規定に基づき設立された当市に主たる事務所を有するNPO法人の数は、平成24年12月末現在で、21団体となっています。

この章では、これらの団体に対し、現在行っている支援の状況について整理します。

(1) NPO法人の活動の支援

市内に主たる事務所を有するNPO法人21団体については、現在、市の公式ホームページに団体の名称を掲載し、団体の概要紹介を行っています。

また、この21団体については、市が団体に呼びかけるかたちで年に数回情報交換会を開催しており、そこでは、市と団体との情報交換のほか、団体間の情報交換も併せて行っています。

また、新たに法人化を目指す団体については、県やNPOが実施している相談を案内するとともに、法人格を取得した団体に対しては、法人各取得に要した経費の一部を補助する取組みも行っています。

(2) 北本市ボランティアセンター

北本市社会福祉協議会では、北本市総合福祉センター内に**北本市ボランティアセンター**⁷を設置し、ボランティアに関する実態把握及び連絡調整、情報提供、相談、斡旋、相談所の設置、研修、善意金品の預託及び配分等を行っています。

北本市ボランティアセンターには、現在、40の団体が登録されており、ボランティア支援をする専門スタッフであるボランティアコーディネーターが在駐していて、ボランティア相談を実施しています。

⁷ 『北本市ボランティアセンター』 北本市社会福祉協議会が設置・運営している。地域住民の善意を振興し、ボランティア活動の啓発と広報に努めるとともに、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い社会福祉の向上発展を促進することを設置目的としている。

(3) その他の市の支援の状況

平成19年度から、北本市コミュニティセンター内に北本市市民公益活動支援コーナーを設置し、市民公益活動団体の情報提供、市民公益活動団体の交流の場及び活動の場の提供を行っています。

また、北本駅東西自由通路には、NPO／ボランティア掲示板を設置して、市民公益活動団体の情報発信の支援を行っています。

2 市民公益活動に対する市民の意識

本市では、平成21年度に実施した「平成21年度北本市市民意識調査」により、市民活動への参加状況・意向と市民の公益活動促進のための施策について市民の意向を調査するとともに、平成22年度には「協働と市民公益活動に関するアンケート調査」を実施して、市内で活動する市民公益活動団体72団体の市民公益活動の環境等について調査しました。

(1) 市民意識調査

市民活動への参加状況では、「自治会や地域コミュニティ委員会の活動に参加している」が27.8%と約4分の1の人が地域におけるコミュニティ活動に参加していることがわかりました（調査資料1 平成21年度北本市市民意識調査より「市民活動への参加状況・意向」）。

今後の希望については「今は参加していないが、今後ボランティアやNPO等の市民公益活動に参加してみたい」と、市民公益活動への参加の意欲を示す回答が27.6%となっています。

また、市民の公益活動を促進するために有効と思われる施策については、「市民公益活動団体の情報提供」が最も割合が高く、54.4%となっており、次いで、「市民公益活動団体に参加するための相談窓口の設置」31.7%、「市民公益活動を行う場の提供」30.5%と続いています。

相談窓口も含めて、主に市民公益活動団体に参加するきっかけとなる情報を求める人が多いことが伺えます（調査資料2 平成21年度北本市市民意識調査より「市民の公益活動促進のための施策」）。

(2) 協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート調査

平成22年度に実施した「協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート調査」は、市内で活動する市民公益活動団体に調査票を送付し、回答を求めたものです。

回答率は61.1%で、このうち、約3分の1にあたる団体が、他の団体と交流の機会を持ちたいと回答しています。

団体に主な活動場所を尋ねたところ、会員宅と回答した団体が16%ありましたが、47%が公共施設を活動場所としていると回答しており、当市では、8つのコミュニティ圏域ごとに整備されている公民館や総合福祉センターを拠点に活動する団体が多いことがわかりました。

また、現在の団体活動に不足しているものを尋ねた問には、活動資金、会員、スタッフ・ボランティアの順に回答が多い状況でした（資料5 協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート報告書 参照）。

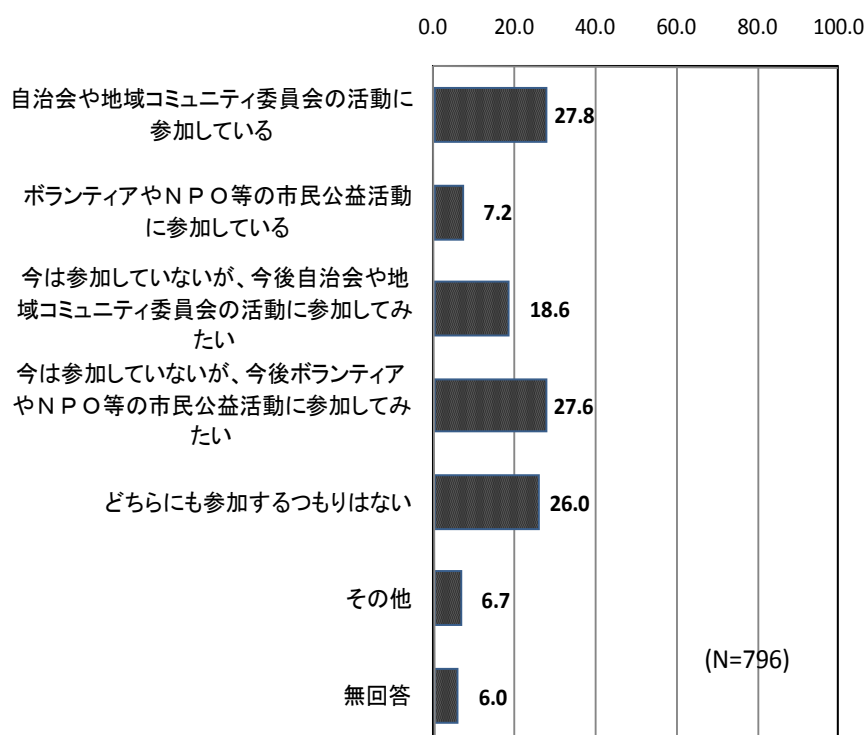
調査資料 1

平成21年度北本市市民意識調査より「市民活動への参加状況・意向」

1-6 市民活動への参加状況・意向

問6 あなたの市民活動への参加状況と今後の意向についてうかがいます。(あてはまるものすべてに○印)

■図表 1-19 市民活動への参加状況・意向 (%)



出典：平成21年度北本市市民意識調査

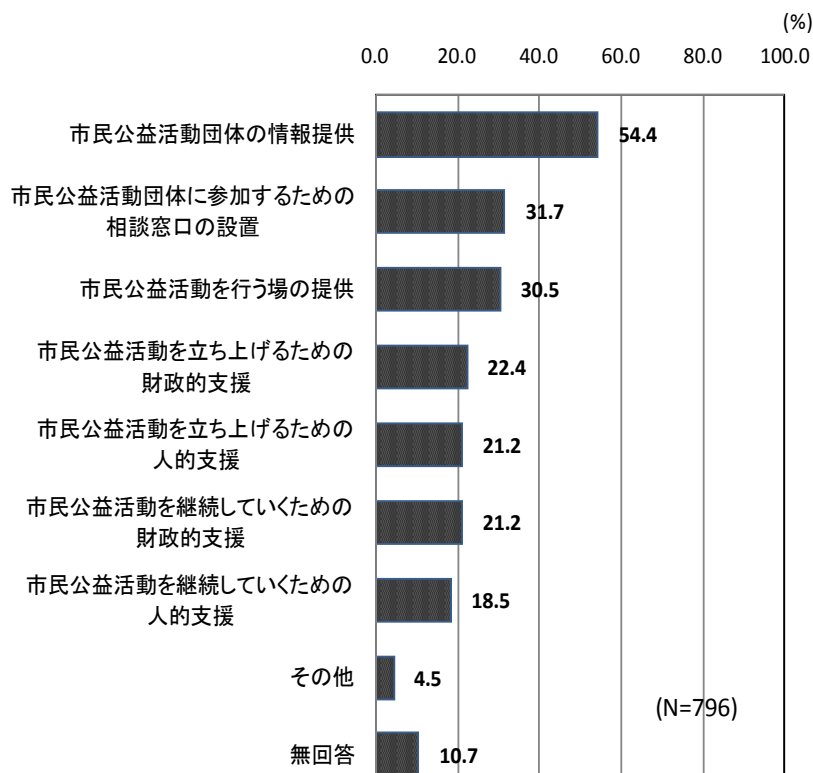
調査資料 2

平成 21 年度北本市市民意識調査より「市民の公益活動促進のための施策」

1-7 市民の公益活動促進のための施策

問 7 市民の公益活動を促進するために有効と思われる施策は次のうちどれですか。あてはまるものを選んでください。(3つまで○印)

■図表 1-24 市民の公益活動促進のための施策



出典：平成 21 年度北本市市民意識調査

3 前計画の取組み状況

『協働推進計画』は、基本理念を“市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと”として、5つの基本目標を掲げ、そのもとに基本施策を組み立てています。

『協働推進計画』の基本目標には「情報の共有」「参加・参画の仕組みづくり」「まちづくりの担い手の育成」「市民活動の環境整備」「庁内体制の整備」を挙げています。

以下に、当計画に位置付けられた施策の推進状況を記載します。

(1) 広報・協働推進サイトの開設

市公式ホームページに「市内に主たる住所を有するNPO法人」の団体情報を掲載し、ホームページが整備されている団体については、サイトへのリンクを貼りつけました。なお、市民公益活動を推進するための協働推進サイトについては未開設です。

(2) 市民公益活動団体フェアの開催

平成19年度から平成21年度までの3年間、毎年形態を変えながら市が事務局を担う形で「NPO活動フェア」を開催しました。平成22年度からは、NPO法人だけで開催する形態等に団体間での合意が得られず、開催を見送っています。

(3) 市民公益活動拠点施設の整備

平成19年に北本市コミュニティセンター内に北本市市民公益活動支援コーナーを開設しましたが、十分にその機能を果たせているとは言えません。北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の議論では、支援センターの整備よりも市役所内の相談窓口の整備・充実を優先すべきという意見が大勢でした。

(4) 市民公益活動団体連絡会の開催

市内に主たる事務所を有するNPO法人の情報交換会を定期的に行いました。

(5) 協働事業提案制度の創設

市民公益活動団体が主体となって取り組む事業に補助金を交付する「公募型補助金制度」を平成22年度から実施しています。協働事業提案制度については、『北本市協働推進条例』に規定されており、平成25年度に制度を立ち上げる予定です。

(6) ボランティアセンターとの連携

北本市ボランティアセンターとの連絡調整により、平成20年度から市民公益活動支援コーナー内で月1回ボランティア相談を実施していま

す。今後は、市民公益活動の情報を一元化できるよう調整を図っていく必要があります。

(7) 人材育成の支援等

埼玉県やNPO等が主催するNPO法人や市民活動団体向けの研修に関する情報を市内に主たる事務所を有するNPO法人に適宜提供しました。市が直接主催する人材育成の支援施策は未実施となっています。

(8) メールングリスト等の創設

市内に主たる事務所を有するNPO法人の情報交換会を開催し、メールアドレスの交換を行いました。市からの情報提供は、基本的にこのメールングリストを活用して送信しています。

(9) 相談窓口の開設

平成20年度に総合政策部内に協働推進課を設置しましたが、専門相談窓口を開設するまでの体制は整っていません。

(10) 市民公益活動団体の自立支援

平成20年度から特定非営利活動法人設立補助金制度を創設して、法人化に要した経費の一部を補助しています。

個人や企業からの寄付の受け入れ体制については未整備です。

(11) 協働推進主管課の設置

平成20年度に組織改革を行い、総合政策部内に協働推進課を置き、協働推進担当を設置しました。

(12) 職員研修・各課における団体との交流会等の開催

平成20年度から年に1回『北本市自治基本条例』または協働の推進に関する職員研修を実施しています。受講対象者は、各課長及び各課に1名ずつ配置されている自治基本条例推進員としています。各課と各関係団体で行う交流会等の開催については未実施となっています。

(13) 部課の組織を超えた連携体制の構築

平成21年度から北本市協働推進等庁内検討委員会及び同作業部会を組織し、「市民参画」「協働」「市民公益活動」の3項目の推進について積極的に議論・検討を進めてきました。

他の計画策定の際にも適宜庁内検討委員会等を組織し、部署間の連携を保つよう努めています。

(14) 職員協働推進マニュアルの作成

平成21年度に北本市協働推進等庁内検討委員会を、平成22年度からは北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を組織して、市民の意見がより反映される市政運営、また協働事業を行う際に必要なルール等について検討し、『北本市市民参画推進条例』及び『北本市協働推進条例』

を制定し、協働ガイドラインを作成しました。

その他、『協働推進計画』に位置付けられた施策のうち未実施のものとして、「企業との連携」「人材バンク等の創設」「人と情報のマッチングの創設」「NPO／SOHOオフィスの設置」があります。

これらの施策は、当計画にも引き続き位置付け、継続的に実施・実現に向けて取り組んでいきます（資料4 北本市市民と行政との協働推進計画施策実施状況のまとめ参照）。

4 市民公益活動推進の課題

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会では、「協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート調査」や北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の委員との合同会議での意見交換をもとに、市民公益活動が十分に活性化していない理由を議論し、それをもとに市民公益活動支援施策の体系を検討しました。

市民公益活動を行っていない市民からは、「市民公益活動の情報が不足している。」「何らかの活動をしたいと考えてはいるが、身近でどのような活動が行われているのかがわからない。」「どこへ相談したらよいのかもわからない。」などの意見が出されています。

このことから、市民公益活動が十分に活性化されていない主な要因として、市民公益活動の情報がきちんと市民に向けて発信されていないことがまず解決しなければならない課題として浮かび上がっています。

一方、実際に市民公益活動団体に所属する委員からは、「会員の高齢化が進み、団体の活動を中心になって引っ張っていく後継者が育たずに活動は先細りとなっている。」「主目的の活動に対する専門知識は有しているが、事務・経理の面の知識が乏しい。」「財政基盤が弱く、活動をさらに広げようとしても広げることができない。」などの問題が出され、市民公益活動団体のスタッフの人材育成、経理・事務担当者の育成、財政支援が大きな課題となっています。

第4章 市民公益活動推進の基本方針



第4章 市民公益活動推進の基本方針

『北本市自治基本条例』に基づくまちづくりのあるべき姿を考慮し、『北本市市民と行政との協働推進計画』の進捗状況及び市内の市民公益活動の状況等から市民公益活動推進の基本目標及び推進施策を以下のとおり定め、市民公益活動推進の基本方針とします。

1 基本目標

基本理念の「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」に向け、多くの市民が市民公益活動に積極的に参加し、あらゆる分野の市民公益活動が活性化する土壌を作るため、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

『北本市自治基本条例』に規定するまちづくりの基本原則「情報の共有」の実現に向け、市民公益活動情報を市民と行政とで共有するため、市民公益活動の情報提供や講座・啓発事業等を開催し、市民公益活動の普及・啓発に努めます。

基本目標2 市民公益活動の環境整備

市民公益活動団体がより活動しやすい環境の整備を目指し、活動場所の提供の促進や、庁内の支援体制の整備を進めます。

基本目標3 市民公益活動団体の自立支援

市民公益活動団体が継続的かつ安定的にその活動を進められるよう、人材の育成や活性化の支援を行うとともに、団体の活動資金を支援し、将来的な団体の自立に向けた支援を行います。

基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

市民公益活動団体が相互に連携し、補完しあえるようなネットワークの形成に向け、市民公益活動団体間の交流や団体の連携促進事業を実施するとともに、庁内にも連携組織を設置し、自発的に市民公益活動団体を支援する市民公益活動団体が生まれてくるようにその設立に向けた支援を行います。

2 推進施策

4つの基本目標を達成するため、基本目標に沿った推進施策を以下のとおり定めます。

また、推進施策を実現するために、年度ごとに推進施策に基づいた個別推進事業を定め、市民公益活動の推進に取り組みます。個別事業は、実施後に評価を行い、その結果を反映させ、翌年度の個別推進事業を決定します。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

推進施策1-(1) 情報提供の充実

市民公益活動団体の活動情報が広く市民に伝わるよう情報提供のあり方について検討し、市民公益活動情報の共有化を目指します。

推進施策1-(2) 講座・啓発事業の開催

市民の市民公益活動への理解と認識を深めるため、市民公益活動に関する講座や啓発事業を開催します。

また、市民公益活動を紹介するイベントや市民公益活動団体交流会の開催について検討します。

基本目標2 市民公益活動の環境整備

推進施策2-(1) 活動場所の提供

事務所や活動拠点施設を持たない市民公益活動団体への支援として、市民公益活動団体の活動場所の提供について検討します。

推進施策2-(2) 庁内支援体制の整備

市民公益活動の支援を全庁的に進めるため、庁内の支援体制を整備します。

基本目標3 市民公益活動団体の自立支援

推進施策3-(1) 人材育成の支援

市民公益活動団体のメンバーの人材育成を支援します。

推進施策3-(2) 人材活性化の支援

市民公益活動団体が意欲的で主体的な人材を確保できるよう支援体制について検討します。

推進施策3-(3) 活動資金の支援

安定的、かつ継続的な市民公益活動が行われるよう、資金面から支援する仕組みについて検討します。

推進施策3-(4) NPO法人認証取得の支援

NPO法人の認証取得を目指す市民公益活動団体の相談対応や、NPO法人認証取得に必要な経費の一部の支援など、NPO法人の認証

取得を支援します。

基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

推進施策4-1) 市民公益活動団体の交流促進

多種多様な市民公益活動団体が、他の組織と交流、連携することにより、互いの団体活動の広がりや組織運営の向上につながることから、各団体間の結びつきが強まるよう、市民公益活動のネットワーク形成に向けた取組みを進めます。

推進施策4-2) 団体間連携の促進

コミュニティ活動団体、市民公益活動団体、市、企業等様々な主体が、横断的に連携・交流を図れるような機会の創出について検討します。

推進施策4-3) 中間支援組織の設立支援

行政と地域の間にとって様々な市民公益活動を支援する中間支援組織の設立を支援します。

推進施策4-4) 庁内連携組織の設置

市民公益活動の特性を活かした施策の推進は、全庁的に取り組むべき課題です。そのため、庁内に横断的な推進組織を設置し、市民公益活動との関わりの現状と課題の把握、各種情報の共有化、関係課間の連携強化を図り、当計画に基づく施策を総合的に展開します。

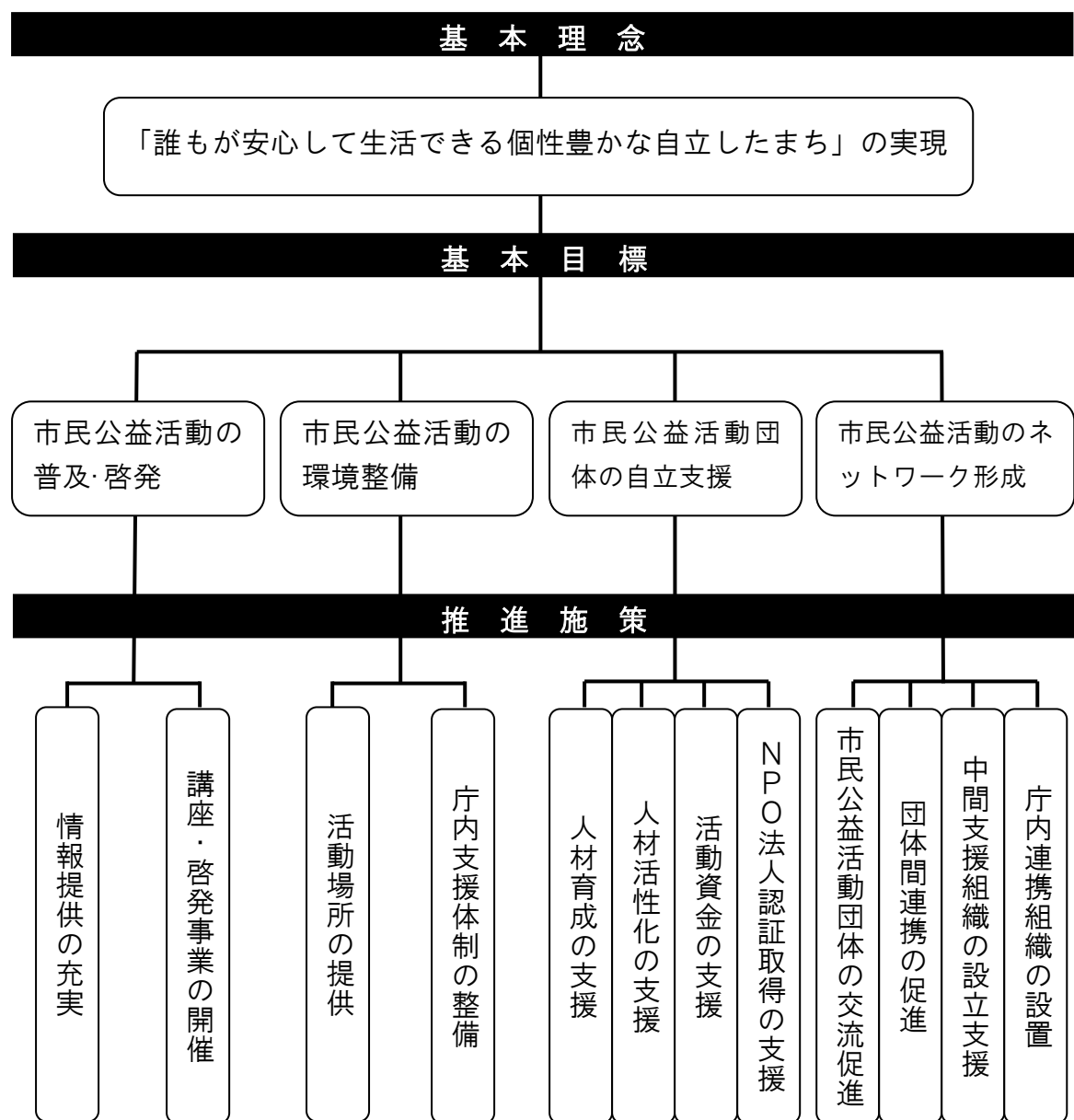


図6 市民公益活動推進施策体系

第5章 市民公益活動推進施策の展開

第5章 市民公益活動推進施策の展開

1 市民公益活動の普及・啓発

<現状と課題>

「協働推進と市民公益活動活性化に関するアンケート調査」【資料5】では、市民公益活動に参加していない人のうち、その理由を「団体の情報がわからない」と回答した人が大多数であり、市民公益活動団体の情報の共有を進めることが重要課題となっています。

現在、市では、市民への市民公益活動の情報提供の方法として、市公式ホームページへの市民公益活動団体のホームページのリンク貼付けや、駅掲示板を活用したポスター掲示による団体情報の提供、市民公益活動支援コーナーへの情報掲示等を行っています。

しかし、市民公益活動団体のすべての情報が市のホームページに記載されているものではないため、市では、今後、個々の市民公益活動団体の情報を収集し、総合的に情報を発信していく必要があります。

<推進施策>

(1) 情報提供の充実

ア 市民公益活動ガイドブック等の発行

市民公益活動団体の情報を共有するための第一段階として、市が市民公益活動団体の情報をくまなく集め、一覧できるかたちに整理しておく必要があります。そのため、市民公益活動団体データベースを構築し、そのデータベースをもとに市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く市民の皆さんに提供します。

イ 既存の広報媒体の見直し

市民公益活動団体は、個々に情報を発信していますが、市の広報への情報掲載が特に有効なことから広報掲載による効果的な情報発信について検討します。

また、駅掲示板の掲示許可申請についての見直しを行います。

ウ 市民公益活動支援サイトの創設

市民公益活動団体は、団体ごとにそれぞれ独自の方法で自らの活動情報を発信していますが、情報が一元的に発信できるよう市内で活動している団体の情報が一覧できるサイト開設等について検討します。

また、インターネット上で社会的ネットワークを構築するソーシャ

ルネットワーキングサービスの活用等様々な手段の検討を行います

エ イベントの活用

北本まつり等多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体紹介スペースを設置します。

(2) 講座・啓発事業の開催

ア 市民公益活動入門講座の開催

地域コミュニティ活動やボランティア活動、また地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むコミュニティビジネスなど、様々な形でまちづくりに参加するためのきっかけづくりを目的に、市民公益活動の入門講座等を開催します。

イ 小中学生のボランティア活動体験の拡充

現在実施している小中学生のボランティア活動の拡充を図ります。

ウ NPOフェスタ等の開催

市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するためのフェスティバルやコンテスト等のイベントの開催について、市民公益活動団体と協議します。

併せて、市内で活動するNPO法人やボランティア団体の活動事例発表会を開催し、市民にPRすることによって、その活動が市民に支持され、市民がそれぞれの団体を支援する環境づくりに取り組みます。

エ 団体表彰制度の創設

継続的な市民公益活動を称え、広く市民にその活動を周知するため、表彰制度の創設について検討します。

2 市民公益活動の環境整備

<現状と課題>

市民公益活動団体の活動場所については、福祉系のボランティア団体は、北本市総合福祉センターを拠点とする傾向があります。一方、NPO法人は事務所を設置していますので、法人の事務所を活動拠点とする例が多いようです。

その他の団体は、市内に8箇所設置されている地区公民館等を活動拠点とする団体が多く、会場使用料は市民公益活動団体の負担になっています。そのため、市民公益活動の環境整備として、現在北本市コミュニティセンター内に設置している市民公益活動支援コーナーの見直しが必要です。

また、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会における市民公益活動促進施策の議論では、市民公益活動を行う際、市民が気軽に相談できる専門窓口が市役所に整備されていることが望ましく、窓口には、専門知識を持つ職員を配置して欲しいとの意見でした。そのため、市民公益活動支援に特化した窓口の開設について検討する必要があります。

市民からは、組織が抱える縦割り意識の弊害が指摘されていることから、職員が市民公益活動団体を支援する際には、意識的に部署を横につないでいく感覚を持つよう意識改革にも取り組んでいく必要があります。

<推進施策>

(1) 活動場所の提供

ア 公民館貸出制度の見直し

各公民館の会議室や研修室の利用について、市民公益活動団体がより使用しやすいよう、貸出制度の見直しを行います。

イ NPO／SOHOオフィスの設置

活動拠点のない市民公益活動団体やSOHO事業者を対象としたブースタイプの事務スペースの提供について検討します。

ウ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実

北本市コミュニティセンター内に開設している北本市市民公益活動支援コーナーについて、より有効に市民公益活動の情報が提供でき、かつ、団体の活動拠点ともなるよう改善を図ります。

(2) 庁内支援体制の整備

ア 専門相談窓口の開設

市民公益活動を総合的に支援する体制を整えるため、市民公益活動支援専門相談窓口を開設するとともに、窓口に専門的知識を持つ相談

員を配置して、部署間が連携して市民公益活動を支援できるよう取り組みます。

イ 職員研修の実施

職員の意識改革を進め、自ら市民と共にまちづくりを進めていこうという意欲ある職員を育成するための研修を実施します。

ウ 自治基本条例推進員の配置（既設）

北本市自治基本条例の理念に基づいた市政運営を推進するために現在各課に配置している北本市自治基本条例推進員に対し、市民公益活動推進の必要性について更なる意識付けを図ります。

3 市民公益活動団体の自立支援

＜現状と課題＞

市民公益活動団体の自立の障害となっている問題として、人材不足や財政的な問題があげられます。

活動期間の長い市民公益活動団体などでは、後継者が育たず、会員の高齢化が進み、活動が先細り傾向にある団体が多く見られます。

そのため、会員の人材育成をはじめ、市民公益活動団体の活動内容に賛同し、新たな加入者を増やすための取組みが必要です。

また、団体の活動をより安定化、活性化させるため、活動資金面でのサポートや、団体のNPO法人認証取得の支援も今後の課題です。

＜推進施策＞

(1) 人材育成の支援

市民公益活動団体のスタッフ向けに、スキルアップ講座開催の検討やNPO等が開催する講座の情報提供を行います。

(2) 人材活性化の支援

ア ボランティア登録制度の充実

社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターで実施しているボランティア登録について、その制度をPRし、更なる市民公益活動の充実を図ります。

イ 人材バンクの創設

ボランティアセンターのボランティア登録と連携させた市民公益活動に必要な人材の紹介ができるようなシステムの構築について検討します。

(3) 活動資金の支援

ア 公募型補助金制度の充実

平成22年度から実施している市民公益活動団体が自ら企画し、実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助する「北本市公募型（提案型）補助金」の充実を図ります。

イ 寄付制度の創設

NPO法人やボランティア団体を市民が支持し、育てていく社会環境をめざし、市民公益活動支援基金の創設を念頭に寄付制度の創設について検討します。

また、ふるさと納税制度と連動した制度として整備できないか併せて検討します。

(4) NPO法人認証取得の支援

市民公益活動団体の法人化には「契約の主体になれる」「所有の主体になれる」「個人より信用がつくりやすい」「海外での活動がしやすい」「団体の資産を個人の資産と明確に分けられる」等のメリットがある一方、「活動内容が制約される」「厳正な事務処理が必要」「情報開示が必要」「財産の名義変更の問題がある」など法人化によるデメリットもあります。

市民公益活動団体が、その活動を持続させ発展させるためには、法人化によって社会的信用度を高めていく必要はありますが、書類や手続きの事務量も増え、そのための人件費や手数料も増えることを考慮して、NPO法人化すべきかどうか判断しなければなりません。NPO法人化に際しては、あらゆる角度からの慎重な検討が必要となります。

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の認証取得を目指す団体に対して、的確な相談ができるよう専門相談員を配置した相談窓口を開設し、団体の認証取得に向けた取組みを支援します。

4 市民公益活動のネットワーク形成

<現状と課題>

市内の市民公益活動団体には、他市にはない先進的な取組みを行っている団体も多く、それぞれが活発に活動している事例が多く見られます。しかしながら、団体同士の交流は決して活発とはいえない状況にあります。

共助の関係をより強化していくためには、市民公益活動団体間の結びつきをより強めることが重要です。団体が相互に補完し、個々の活動を協力し合い、活動がより活性化できる体制が確立されることが望ましいものと考えます。活動ジャンルの違う団体が、協働して新たな事業に取り組むことにより、相乗効果も期待できます。

市民公益活動団体のネットワークとしては、市の主催で市内に主たる事務所を有するNPO法人の情報交換会を、年に数回開催しています。また、北本市ボランティアセンターでは、ボランティアセンター登録団体の中から北本市ボランティア連絡会が組織されています。

他市においては、法人化しているか否かにとらわれず、市内の市民公益活動団体が一同に介するイベントを開催しているような事例もあり、当市においても団体と団体との結びつきのきっかけづくりになるような取組みが必要と考えます。

また、事業者もまちづくりの重要な担い手であることから、市民公益活動団体と企業との連携についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

<推進施策>

(1) 市民公益活動団体の交流促進

市民公益活動団体の交流会を開催し、市内で活動する団体間が主体的に情報交換する取組みを促進します。

(2) 団体間連携の促進

ア 自治会・地域コミュニティ委員会との連携

市民が主体的に取り組む公益活動のうち、自治会や地域コミュニティ委員会の活動は、昔から行われてきた重要な活動です。この地域の活動とNPOやボランティアなどが行う市民公益活動を平行して促進するため、両者が連携できるような取組みを進めます。

イ 企業との連携

市民公益活動団体のみならず、行政、企業や学校等が連携して地域活動に取り組むことにより、個々の団体では成し得ない効果が生み出

されます。

新たな連携が生まれることを目指し、企業と市民公益活動団体が交流できるような場の設定について検討します。

(3) 中間支援組織の設立支援

市民間で相互に活動を補完できる状態が共助であり、それが最終的な住民自治につながっていくという考え方にたち、市だけが市民公益活動団体を支援するのではなく、市民公益活動を支援する市民公益活動団体が生まれる環境を目指し、その取組みを支援します。

市民公益活動は、市民の自由な社会貢献活動であることから、行政が積極的に設立に向けた行動をとるのではなく、市民公益活動団体、あるいは市内の事業者、学校等によるネットワーク形成の中から自然に発生し、設立の機運が高まったときに支援できるよう取り組みます。

(4) 庁内連携組織の設置

市民公益活動団体は、行政組織と同じ形態で活動を行っているものではないため、市民公益活動を支援する時には、ひとつの部署で対応できない状況が多々あります。

部署間が密に連携し、市民公益活動が支援できるよう庁内連携組織として、北本市協働推進等庁内委員会を設置します。

第6章 計画の推進



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

当計画は、中期的な展望にたち、市民公益活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を整備するとともに、北本市自治基本条例審議会と緊密に連携して計画の推進を担保します。

(1) 庁内推進体制

北本市協働推進等庁内委員会において、当計画に基づく市民公益活動推進施策について検討・調整を行い、年度ごとに推進事業案を作成し、市長を本部長とする「北本市自治基本条例推進本部」において、年度ごとの推進事業を確定し、全庁的な体制で推進事業に取り組みます。

(2) 北本市自治基本条例審議会

『北本市自治基本条例』第26条第2項第3号の規定に基づき、当計画の進捗状況を含め、市民公益活動支援施策の推進状況について審議し、施策についての提言等を行います。

2 計画の進行管理

年度当初に策定した推進事業について、その翌年度に事務事業評価を実施し、年次報告を作成することにより進行管理を行います。

年次報告は、ホームページ等での公表を通じ、市議会や北本市自治基本条例審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

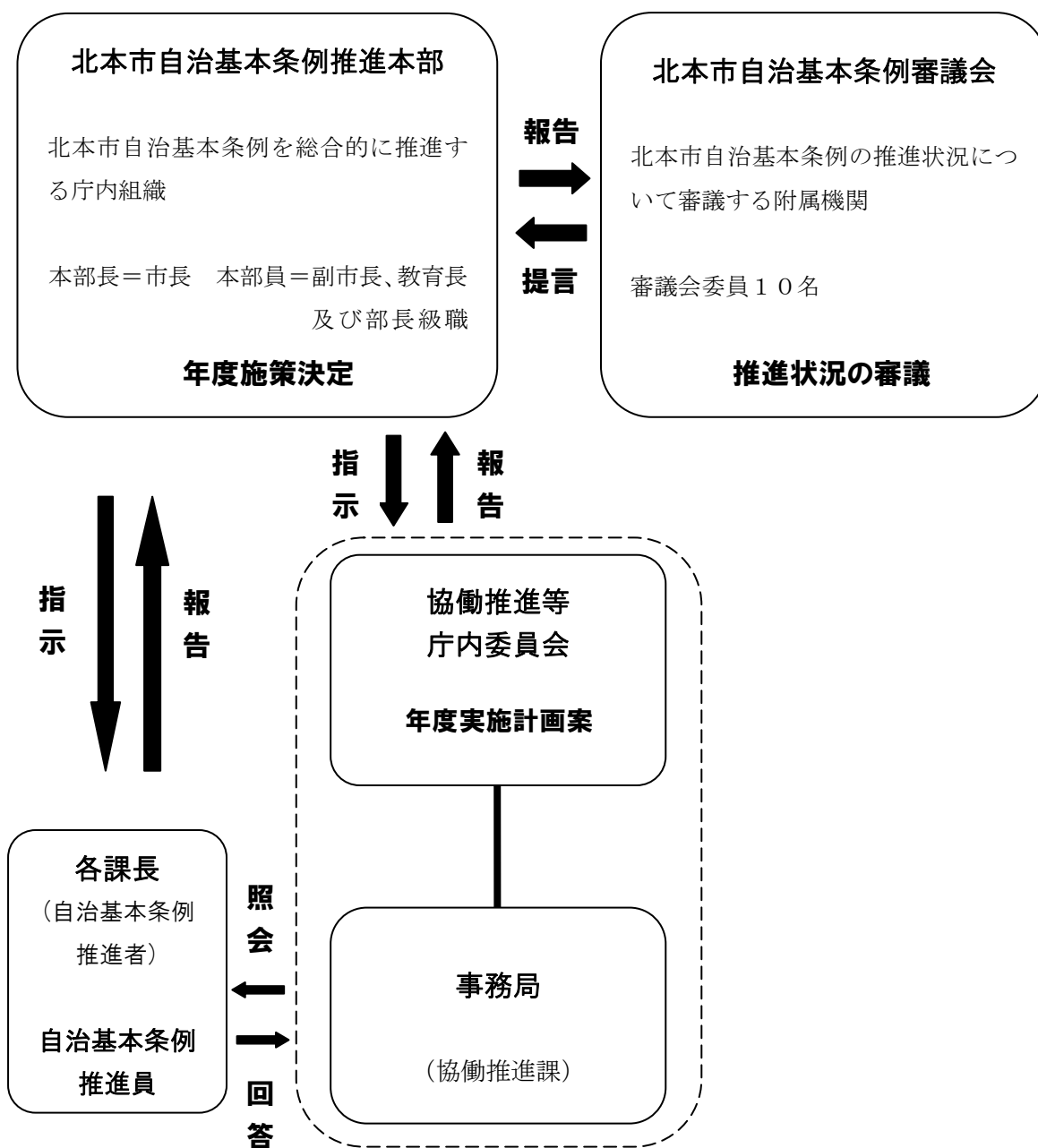


図7 市民公益活動推進計画の推進体制

資料編



北本市自治基本条例

(平成 21 年 9 月 30 日
条例第 22 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 まちづくりの基本原則（第 4 条）

第 3 章 まちづくりの主体の責務等

第 1 節 市民（第 5 条）

第 2 節 議会（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 市長等（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 市政運営（第 11 条—第 15 条）

第 5 章 情報共有（第 16 条・第 17 条）

第 6 章 参画及び協働（第 18 条—第 24 条）

第 7 章 他団体との連携及び協力（第 25 条）

第 8 章 実効性の確保（第 26 条・第 27 条）

附則

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにす

るとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

- 2 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。

- 4 事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
- 5 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第2節 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

- 2 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。
- 3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

第3節 市長等

(市長の責務)

第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

(他の執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第4章 市政運営

(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第12条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べることができる機会を設けなければならない。

(行政手続等)

第13条 市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(財政運営及び財産管理)

第15条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、自主的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

第5章 情報共有

(情報の公開及び発信)

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

- 3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第17条 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的人権を擁護しなければならない。

- 2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第6章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

- 第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

- 2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

- 3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(附属機関等の委員の選任)

- 第19条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(パブリック・コメント手続)

- 第20条 市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければならない。

- 2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(意見、要望等への対応)

- 第21条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(コミュニティの活動の支援)

- 第22条 市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(公益的活動の支援)

- 第23条 市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損

なうものであってはならない。

(住民投票)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

- (1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
- (2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
- (3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

第8章 実効性の確保

(北本市自治基本条例審議会)

第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

(この条例の検証及び見直し)

第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表庁舎建設委員会委員の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会 委員	日額	5, 7 0 0 円	
-----------------	----	------------	--

北本市協働推進条例

(平成 2 4 年 9 月 2 8 日
条例第 2 5 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等及び市長等の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定めることにより、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
- (3) コミュニティ活動団体 コミュニティ活動（一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。）を行う団体をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動
- (5) 市民等 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体をいう。
- (6) 協働事業 市民等及び市長等が、対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する事業をいう。

(基本原則)

第3条 協働は、市民等及び市長等が、互いの特性を理解して行うものとする。

2 協働は、市民等及び市長等が、単独では成し得ない効果をあげることを目指して行うものとする。

3 協働は、市民等及び市長等の相互が、役割を分担し、及び応分の責任を明確にして行うものとする。

4 協働は、市民等及び市長等が、公正性及び透明性を確保して行うものとする。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、協働に関し、職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(協働事業の提案)

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

(登録)

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

(協働事業の採択)

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、次に掲げる事項

（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

（協定の締結）

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第10条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事業の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

（条例の見直し）

第11条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北本市協働推進条例施行規則

(平成24年10月5日
規則第40号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市協働推進条例（平成24年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による申請は、北本市協働パートナー登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の北本市協働パートナー登録申請書には、次の各号に掲げる申請をするものの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 市民（市内に住所を有する者を除く。） 市内に事務所若しくは事業所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学することを証する書類

(2) コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（市民公益活動を行う個人を除く。） 次に掲げる書類

ア 規約又は会則

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 申請をする年度の前年度に係る収支決算書及び事業報告書

エ 申請をする年度に係る予算書及び事業計画書

オ アからエまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する書類で、市長が必要と認めるもの

(登録決定通知)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、北本市協働パートナー登録可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録事項の変更)

第4条 条例第7条第1項の登録を受けた市民等（以下「登録市民等」という。）は、その登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、北本市協働パートナー登録事項変更届出書（様式第3号）に、当該変更の内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録市民等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 市民等に該当しなくなったとき。

(2) 登録の内容に虚偽の事実があるとき。

(3) 登録市民等から申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、北本市協働パートナー登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録を取り消された市民等に通知するものとする。

（提案の方法）

第6条 条例第6条第2項の規定による提案は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 北本市協働事業提案書（様式第5号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（採択の通知）

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、北本市協働事業採択・不採択決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 協働事業者は、当該協定に係る協働事業が終了したときは、北本市協働事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（協働事業の実施に係る公表）

第9条 条例第8条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第10条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

北本市協働パートナー登録申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

北本市協働推進条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり北本市協働パートナーの登録を申請します。

ふ り が な		
氏名又は名称		
連 絡 先 等	住所又は所在地	〒
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	@
	ホームページ	
活 動 内 容		
活 動 日 時		
活 動 場 所		
活動開始日	年 月 日	
情 報 紙	☐ 発行している（名称 回数 年 回） ☐ 発行していない	
他団体との連携	☐ 単独で市長と協働したい（理由 ）	
	☐ 他の団体と連携したい（理由 ）	
	☐ 状況により連携してもよい（理由 ）	

備考 個人にあつては別紙 1 を、コミュニティ活動団体にあつては別紙 2 を、市民公益活動団体にあつては別紙 3 を添付してください。

別紙1（個人用）

これまでの 市民活動実 績及び今後 の活動予定	
特 技	
市長との協 働に対する 考 え 方	
そ の 他	

別紙2（コミュニティ活動団体用）

ふりがな	
代表者名	
活動地域	
会員数	
法人格	☐ なし ☐ 特定非営利活動法人 ☐ その他の法人（ ）
入会条件	
会費	
その他	

別紙3（市民公益活動団体用）

ふりがな	
代表者名	
活動の種類	☐ 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ☐ 2 社会教育の推進を図る活動 ☐ 3 まちづくりの推進を図る活動 ☐ 4 観光の振興を図る活動 ☐ 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ☐ 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ☐ 7 環境の保全を図る活動 ☐ 8 災害救援活動 ☐ 9 地域安全活動 ☐ 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ☐ 11 国際協力の活動 ☐ 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ☐ 13 子どもの健全育成を図る活動 ☐ 14 情報化社会の発展を図る活動 ☐ 15 科学技術の振興を図る活動 ☐ 16 経済活動の活性化を図る活動 ☐ 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ☐ 18 消費者の保護を図る活動 ☐ 19 1～18に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ☐ 20 その他の活動（ ）
会員数	
法人格	☐ なし ☐ 特定非営利活動法人 ☐ その他の法人（ ）
入会条件	
会費	
その他	

様式第2号（第3条関係）

北本市協働パートナー登録可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けの登録の申請について次のとおり決定したので、北本市協働推進条例第7条第2項の規定により通知します。

決定内容
理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号（第 4 条関係）

北本市協働パートナー登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

北本市協働パートナー登録の内容に変更が生じたので、北本市協働推進条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

様式第4号（第5条関係）

北本市協働パートナー登録取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



北本市協働パートナー登録を取り消したので、北本市協働推進条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 取消しの理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第 6 条関係）

（表）

※受理番号

北本市協働事業提案書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
提案者 氏 名 ⑩
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

北本市協働推進条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり提案します。

事業の名称	
事業の概要	解決したい課題又は把握している市民ニーズ
	事業の目的及び効果
	事業の内容（対象者、事業内容、実施方法等）

備考 ※印欄は、記入しないでください。

(裏)

	事業のスケジュール (事業予定期間 年 月 日～ 年 月 日)
	事業の役割分担の想定 (提案者の役割) (市に期待する役割)
協働で取り組む必要性及び効果・メリット等	
事業終了後の取組予定又は成果の活用	
そ の 他	
添 付 資 料	

別紙

北本市協働事業提案収支予算書

事業の名称	
提案者	

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳	備 考
【収入】			
収入合計 (A)			
【支出】			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
印刷製本費			
賃借料			
諸謝金			
保険料			
雑費			
人件費			
その他			
小 計			
消費税			
合 計 (B)			
収支差額 (A) - (B)			

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

北本市長



北本市協働事業採択・不採択決定通知書

年 月 日付けで申請のあった協働事業提案について審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

事業の名称	
-------	--

- 1 採択
協働事業担当部署：
- 2 不採択
理由：

様式第 7 号（第 8 条関係）

（表）

年 月 日

北本市協働事業実績報告書

（宛先）北本市長

住 所
報告者 氏 名 ⑩
電話番号
〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

協働事業が終了したので、次のとおり報告します。

事業の名称	
協働事業 担当部署	
事業内容	

(裏)

実施期間	
事業効果	
今後の方向性及び課題	
添付書類	

別紙

北本市協働事業収支決算書

事業の名称	
提案者	

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳	備 考
【収入】			
収入合計 (A)			
【支出】			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
印刷製本費			
賃借料			
諸謝金			
保険料			
雑費			
人件費			
その他			
小 計			
消費税			
合 計 (B)			
収支差額 (A) - (B)			

No	施策の方向性	内 容	実施目標年度						推進課	施策実施状況	評 価
			19	20	21	22	23	24			
1	広報・協働推進 サイトの設置	市民公益団体が行う活動を広く市民に P R するため、市民活動広報紙の発行や 市民活動を紹介するサイトを設置		○					秘書広報課 協働推進課	市の公式ホームページに「市内に主たる住所を有する特定非営利 活動法人」の案内を掲載し、ホームページが整備されている団体 については、サイトへのリンクを貼ることとした。 市民活動広報紙と協働推進サイトについては、未設置。	○
2	市民公益活動 団体フェア等 の開催	市民公益活動団体の活動内容を広く市 民に知らせ、その活動に理解を深め、市 民公益活動への参加を促進するための イベント等を開催	○					協働推進課 全 課	平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間、市内に主たる事務所を 有する特定非営利活動法人と市の共催で「N P O 活動フェア」を 開催した。	◎	
3	市民公益活動 拠点施設の整備	市民公益活動団体の活動の場、交流の場 としての中間支援施設を整備	○					協働推進課	平成 19 年度にコミュニティセンター内に暫定的措置として市民 公益活動支援コーナーを開設した。 今後は、市民活動団体の意見を参考に庁舎内に同様のコーナーを 設置できるか検討する。	△	
4	市民公益活動 団体連絡会の 開催	同じような目的で活動している市民公 益活動団体の連絡会を開催	○					協働推進課 全 課	市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人と市との情報 交換会を定期的に開催した。	◎	
5	協働事業提案 制度の創設	市民公益活動団体が自ら主体となり行 政と相互に議論・検討し、協働する事業 提案を募集する制度を創設		○					協働推進課 全 課	市民公益活動団体が主体となって取り組む事業に補助する公募 型補助金制度を平成 22 年度から実施。 協働事業提案制度については、北本市協働推進条例に規定し、条 例施行後に制度を立ち上げる予定。	○
6	ボランティア センターとの 連携	ボランティアセンターと連携し、市民公 益活動団体の情報を一体的に把握する とともに、団体間での連携が進む取組み を促進	○					協働推進課 福祉課	北本市ボランティアセンター（社会福祉協議会）との連絡調整を 行い、平成 20 年度から市民公益活動支援コーナー内で月 1 回ボ ランティア相談を実施することとした。市民公益活動の情報を一 元化するような取組みはまだ進んでいない。	○	
7	企業との連携	市民公益活動団体と企業との連携の機 会を創設			○				協働推進課 産業振興課	未実施	×

No	施策の方向性	内 容	実施目標年度						推進課	施策実施状況	評価
			19	20	21	22	23	24			
8	人材バンク等の創設	サラリーマン時代に身に付けた知識やノウハウを使って社会貢献したい退職者や事務分野等の専門家を求める市民公益団体を結びつける仕組みを創設			○	➡			協働推進課 産業振興課 生涯学習課	未実施	×
9	人材育成の支援等	団体の運営や活動を担うリーダー、スタッフ等を育成するために研修事業等の実施を支援、また、各団体を束ね、潤滑油になるような中間支援団体の設立を支援			○	➡			協働推進課	県やNPOが実施するNPOや市民活動団体向けの研修に関する情報を市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人に提供した。 市としての支援施策は未実施。	△
10	人と情報のマッチングの創設	市民公益活動への参加意欲のある人と市民公益活動団体との橋渡しやサービスを求める市民と提供する市民とのマッチングができるプログラムを創設			○	➡			協働推進課 全 課	未実施	×
11	メーリングリスト等の創設	市民公益活動団体間の情報交換が活発化するメーリングリスト等を創設			○	➡			協働推進課	市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人の情報交換会を開催し、アドレスの交換を行った。市からの情報提供は、基本的にこのメーリングリストを活用している。	○
12	相談窓口の開設	市民公益活動の情報提供やNPO法人の認証取得を目指す団体等の相談窓口を開設		○	➡				協働推進課	平成20年度から協働推進課を開設したが、相談窓口を開設する体制は整備されていない。	△
13	NPO/SOHO オフィスの設置	自前で事務所を構えることが困難な市民公益活動団体に対し、ブースタイプのミニ事務所を提供し、コミュニティビジネス等への創業支援の検討			○	➡			協働推進課 産業振興課	未実施	×
14	市民公益活動団体の自立支援	団体の設立のための準備金の補助や個人・企業からの寄附の受け入れ等による支援基金を創設	○	➡					協働推進課 産業振興課	平成20年度に特定非営利活動法人設立補助金制度を創設。個人や企業からの寄附の受け入れ体制については未実施。	○

No	施策の方向性	内 容	実施目標年度						推進課	施策実施状況	評 価
			19	20	21	22	23	24			
15	協働推進主管課の設置	各課における協働体性の推進を図るため、協働を推進する主管課を設置		○					協働推進課	平成 20 年度に協働推進課を開設し、協働推進担当を設置した。	◎
16	協働事業の評価	協働事業の評価を実施		○					政策推進課 協働推進課 全 課	平成 20 年度から事務事業評価の中に協働の視点での事業評価の項目を追加した。	○
17	職員研修・各課における団体との交流会などの開催	市民公益活動団体の理解を深めるために、職員研修の開催や各課における団体との交流会等を開催	○					協働推進課 総務課 全 課	平成 20 年度から年に 1 回自治基本条例または協働推進に関する職員研修を実施。	○	
18	部課の組織を超えた連携体制の構築	市民公益活動団体の活動に対応するため、部課を超えた連携	○					協働推進課 全 課	平成 21 年度から協働を推進する庁内検討委員会を組織。	○	
19	職員協働推進マニュアルの作成	協働によるまちづくりを進めるため、協働で事業を実施する際に必要な手順等を定めた職員協働推進マニュアルを作成		○					協働推進課 全 課	平成 21 年度から協働を推進する庁内検討委員会を、平成 22 年度からは市民検討委員会も組織して、協働事業を行う際に必要なルール等について検討し、北本市協働推進条例（案）を作成した。条例に施行に合わせ、マニュアルを作成する予定。	△

協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート 報告書



北本市

I 協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート実施概要

1 調査実施の目的

協働推進条例及び市民公益活動促進施策を検討するにあたり、「市内に主な事務所を持ち市内で公益的活動を行っている団体」のみなさんのご意見やご意向を収集するために、実施しました。

2 調査概要

(1) アンケートの送付先（72市民活動団体）

- 市内に主たる事務所を置くNPO法人（埼玉県認証団体）
- 埼玉県NPO協働ひろば（つながリーナ）登録団体
- 埼玉NPOつながリスト2009（埼玉県発行）掲載団体
- 北本市ボランティアセンター（北本市社会福祉協議会）登録団体
- 「北本市市民公益活動団体」登録団体（北本市役所協働推進課）
- 北本市ごみ減量等推進市民会議
- 感動桜国きたもと会議
- 北本市まちづくり観光協会
- 北本市コミュニティ協議会
- 北本市自治会連合会

(2) 提出方法

- 返信用封筒で郵送
- E-mail
- FAX
- 北本市役所協働推進課職員へ直接

(3) 調査期間と回収情報の処理

平成23年2月22日付で各団体へ送付し、回答の締め切りを平成23年3月31日に設定して回収しました。

アンケート送付団体72団体中、回収できた団体は44団体で回収率は61.1%でした。

回収した情報を北本市総合政策部協働推進課で集計し、分析しました。

Ⅱ アンケート集計結果

【１】団体の概要

団体の活動期間について

回答いただいた４４団体の団体活動期間の平均は１６．７年でした。
最長活動期間は５８年、最短は１年です。

広報紙・会報等の発行

広報紙や会報を発行している団体が１６団体、発行していない団体は
２８団体でした。

新規会員募集の有無

新規会員を募集している団体が３９団体、募集していない団体は５
団体でした。

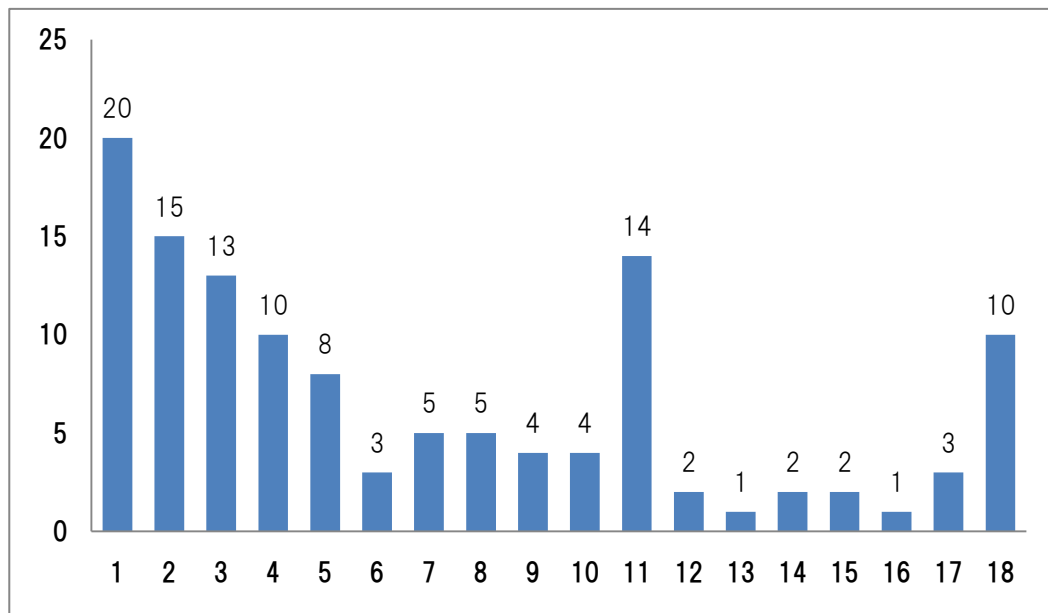
自由記載欄からは、多くの団体で会員の世代交代が進んでいないこと
が伺えます。



【2】主な活動分野

(複数回答可)

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	20
(2) 社会教育の推進を図る活動	15
(3) まちづくりの推進を図る活動	13
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	10
(5) 環境の保全を図る活動	8
(6) 災害救援活動	3
(7) 地域安全活動	5
(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	5
(9) 国際協力の活動	4
(10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4
(11) 子どもの健全育成を図る活動	14
(12) 情報化社会の発展を図る活動	2
(13) 科学技術の振興を図る活動	1
(14) 経済活動の活性化を図る活動	2
(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2
(16) 消費者の保護を図る活動	1
(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言 又は援助の活動	3
(18) その他	10



活動分野が一番多かったのは「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う団体で、次に「社会教育の推進」、「子どもの健全育成を図る活動」となっています。

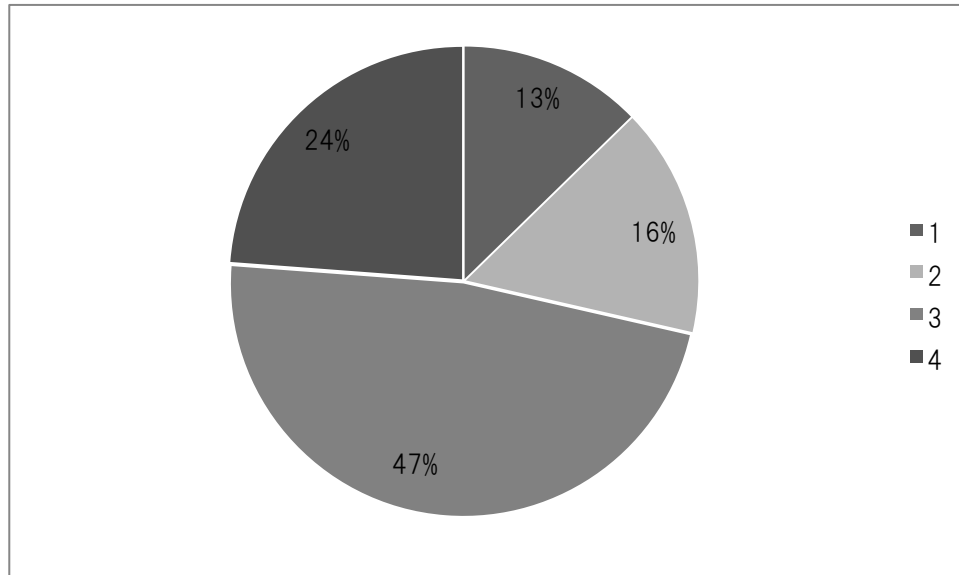
主に福祉分野で活動している団体が多いことが伺えます。

他に、「まちづくりの推進を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う団体が続く、「情報化社会」、「科学技術の振興」、「経済活動の活性化」などの分野の活動を行っている団体は少ないことがわかりました。

【3】主な活動場所

(複数回答可)

(1) 事務所	8	(1 3 %)
(2) 会員宅	1 0	(1 6 %)
(3) 公共施設	3 0	(4 7 %)
(4) その他	1 5	(2 4 %)



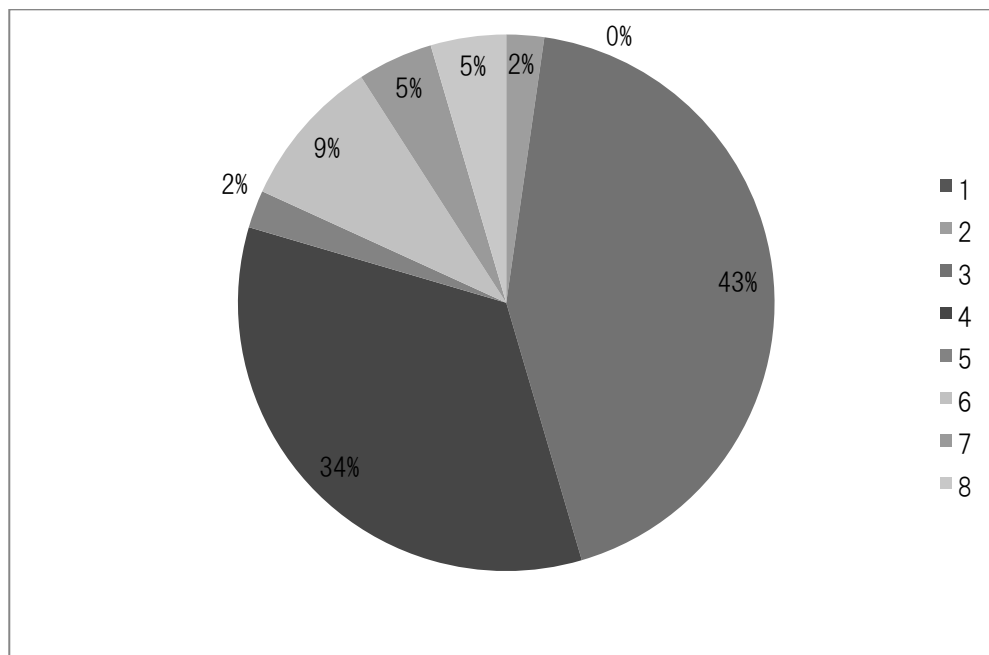
団体の活動場所としては「(3) 公共施設」が 4 7 %と圧倒的割合を示しています。

総合福祉センター内に北本市社会福祉協議会が運営する北本市ボランティアセンターがあること、また、北本市では市内を 8 圏域に分割するかたちでコミュニティが形成されており、その 8 圏域にそれぞれ公民館等の拠点施設が整備されていることが大きな要因と思われます。

また、「(4) その他」が 2 4 %で、イベント会場の記載が多くみられました。

【４】主な活動地域

(1) 町内（自治会単位）	0	（ 0 %）
(2) 小学校区（コミュニティ委員会設置単位）	1	（ 2 %）
(3) 市内全域	19	（ 43 %）
(4) 市内全域および近隣市町	15	（ 34 %）
(5) 県内	2	（ 2 %）
(6) 県外（国内）	4	（ 9 %）
(7) 海外（国外）	2	（ 5 %）
(8) その他	2	（ 5 %）



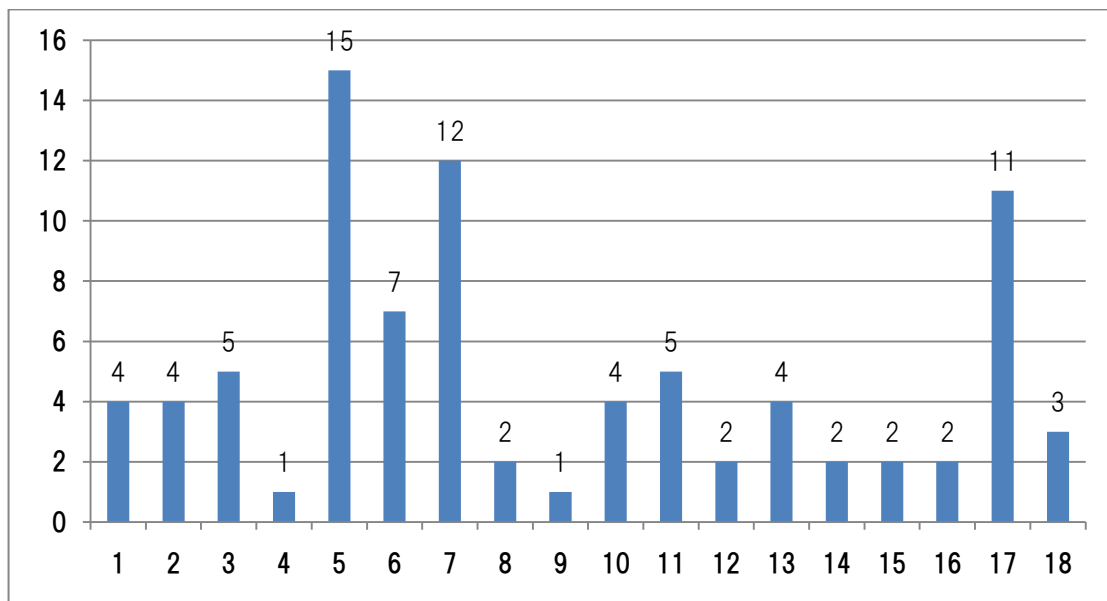
団体の主な活動地域は「(2) 小学校区」、「(3) 市内全域」と「(4) 市内全域および近隣市町」をあわせると全体の 79% を占め、活動区域を北本市内としている団体がほとんどであることがわかりました。

このことから、地域に密着したコミュニティ型の市民公益活動団体が多いことがわかります。

また、活動範囲で「(5) 県内」、「(6) 県外（国内）」、「(7) 海外（国外）」を挙げたが団体のほとんどが、特定非営利活動法人でした。

【5】現在の活動に不足しているもの

	(複数回答可)
(1) 事務所	4
(2) 機材	4
(3) 会議スペース	5
(4) イベントスペース	1
(5) 活動資金	15
(6) スタッフ・ボランティア	7
(7) 会員	12
(8) 専門家	2
(9) 情報	1
(10) パソコン・インターネットなどの知識・技術	4
(11) 経理についての知識	5
(12) 編集・広報についての知識	2
(13) 組織運営・経営についての知識	4
(14) 労務管理についての知識	2
(15) 特定非営利活動（NPO）法人（化）についての知識	2
(16) その他	2
(17) 無回答	1
(18) 不足しているものは無い	3

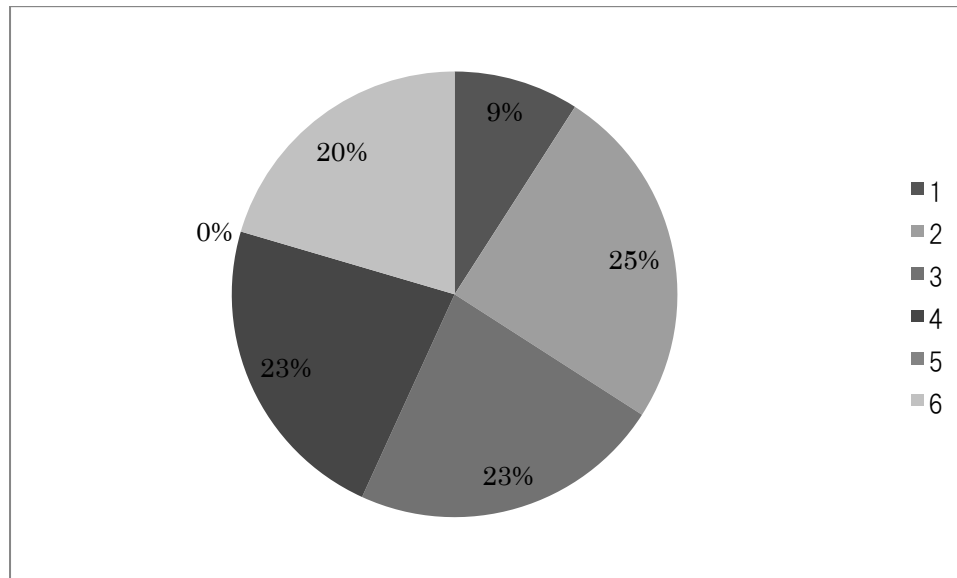


団体が現在の活動に不足しているものとして一番多くあげたものが「(5) 活動資金」でした。次に「(7) 会員」、「(6) スタッフ・ボランティア」の順に続きます。

質問 1 の団体の概要、新規会員の募集の有無のところ、新規会員を募集している団体が 44 団体中 39 団体であったことから、多くの市民活動団体が、新しい人材を求めていることがわかります。

【6】特定非営利活動（NPO）法人格取得の意志

(1) NPO法人格取得の意志がある	4	(9 %)
(2) NPO法人格取得の意志は無い	11	(25 %)
(3) わからない	10	(23 %)
(4) NPO法人格を取得済である	10	(23 %)
(5) NPO法人格以外の法人格を取得済である	0	(0 %)
(6) 無回答	9	(20 %)

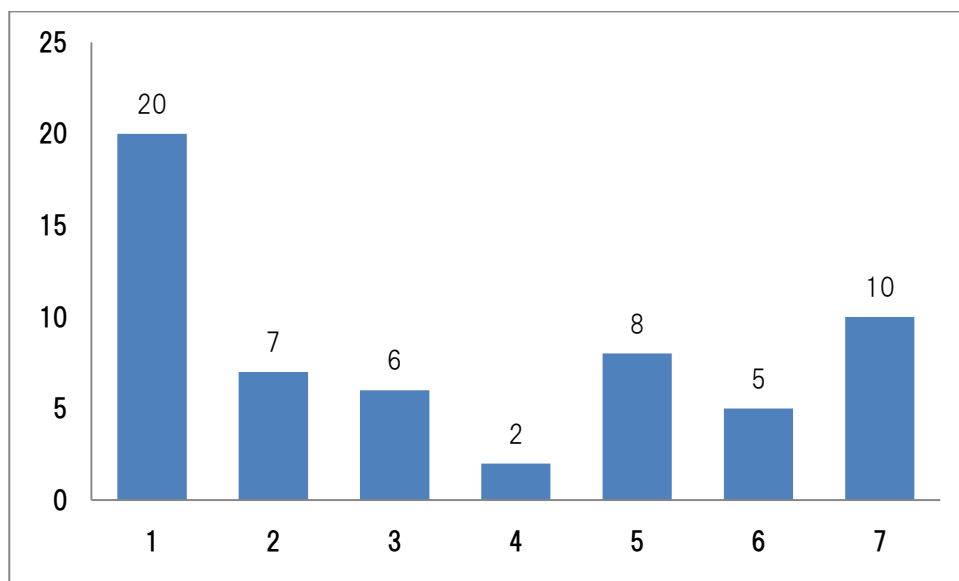


特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）の規定に基づく特定非営利活動法人への移行については、約半数となる48%の団体が「(2) NPO法人格取得の意志は無い」と「(3) わからない」を選択しており、かつ20%の団体が無回答であることから、法人格を持つ必要性を感じている団体は少ないことがわかりました。

【7】 今後、行政機関との協働を考えていますか。

(複数回答可)

(1) 北本市との協働を考えている	20
(2) 北本市以外の埼玉県内市町村との協働を考えている	7
(3) 埼玉県との協働を考えている	6
(4) 県内市町村や埼玉県以外の行政機関との協働を考えている	2
(5) 行政機関との協働は考えていない	8
(6) わからない	5
(7) 無回答	10



全体の約半数の20団体(45.5%)が「(1) 北本市との協働を考えている」と回答しています。

【8】協働事業を具体的に進める際にお互いが心がけるべきことについて

＜団体側が心がけるべきこと＞

- ・ 団体ができることとできないことをはっきりさせる
- ・ 種目によっては他団体等の応援も必要
- ・ 団体内でよく話し合い、協力して取り組む
- ・ 公共性が高いテーマであること。将来あるべきテーマであること
- ・ 中立、公正な取組み
- ・ 個人の権利と情報保護
- ・ 秘守義務
- ・ 相互の信頼と連携の確立
- ・ 活動団体としての主体性、独自性を自覚し、責任を持って目的のため努力する
- ・ 「市民の代表」意識
- ・ 地域住民の立場で何を期待されているか、市全体・街の発展と住みよい街づくりにどう関わるべきかを考える

＜行政の側が心がけるべきこと＞

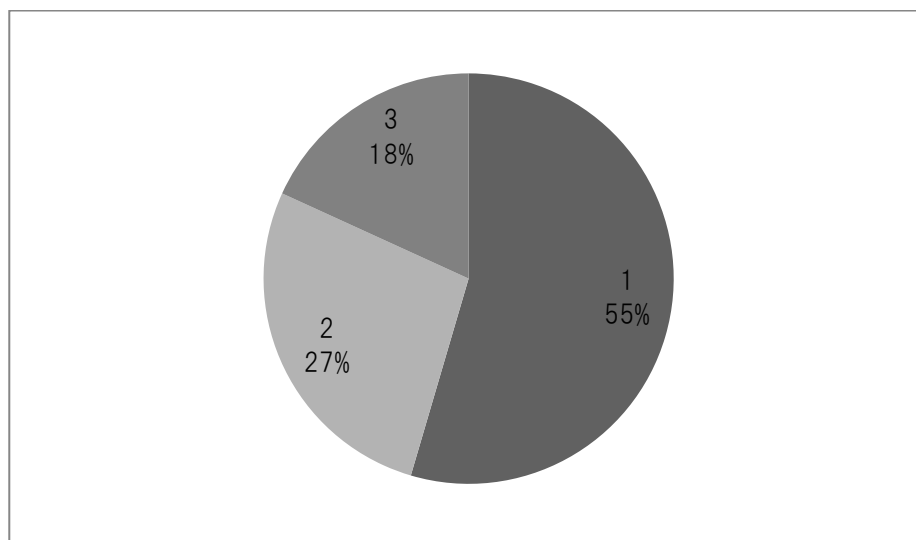
- ・ 協働するテーマについて問題意識を持つ
- ・ 「金が無いからできない」という話が多い。必要と認めたことは予算化すること
- ・ 安全面への配慮
- ・ 前例を打破する勇気を持つこと
- ・ 市の広報やホームページ等で市民に意識啓発をしてほしい
- ・ 市民への広報活動と情報公開を徹底してほしい
- ・ 「公務員の代表」意識
- ・ 職員として、社会の変化に対応できる専門的な知識の習得を心がけ、毅然とした態度を持って事業遂行にあたってほしい
- ・ 市民目線でのわかりやすい説明。自分だけわかっている説明はだめだ

＜双方が心がけること＞

- ・ お互いに対等の立場を確認していれば特になし
- ・ 意思の疎通を図り、課題点等を明確にして共に前進できるようにする＝相手の立場に立ってよく話し合うこと
- ・ 行政がすべきこと、団体がすべきことの垣根を作るのではなく、一緒に何ができるのかを考えることが必要。地域に生活する生活しづらさを抱えている人にとって、縦割りでは対応でき場面が多くあると考えられる

【 9 】 他の市民活動団体・グループとの交流・連携の経験の有無

(1) 他市民活動団体・グループとの交流・連携の経験がある	24	(55%)
(2) 他市民活動団体・グループとの交流・連携の経験はない	12	(27%)
(3) 無回答	8	(18%)



半数以上の団体が「(1) 他市民活動団体・グループとの交流・連携の経験がある」と回答しました。「(2) 経験がない」を選択した団体は12団体(27%)にとどまっています。

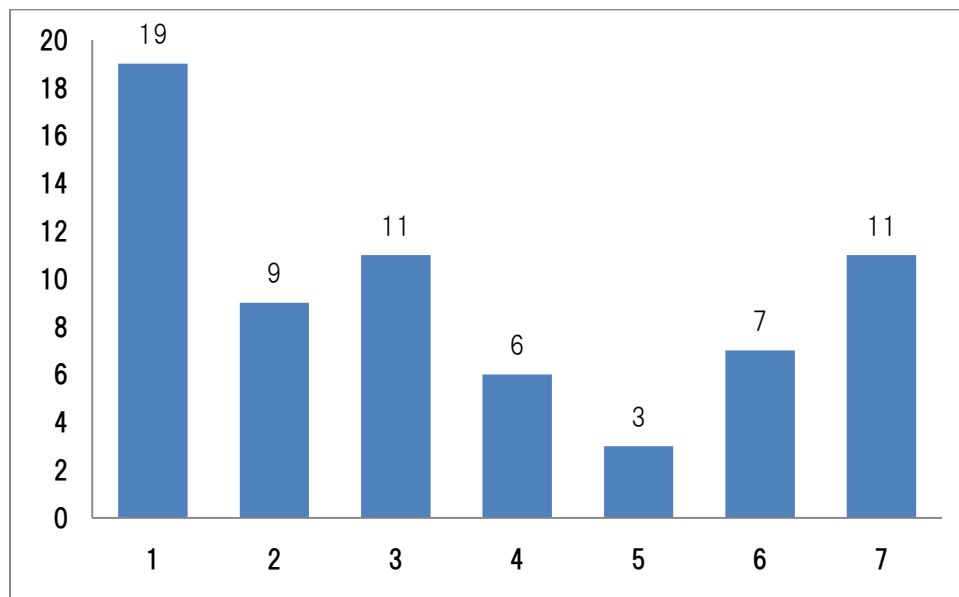
また、他市民活動団体・グループとの交流・連携のきっかけについては、以下の回答を得ました。

- ・ 市民公益活動フェアへの参加
- ・ 団体が主催する講座の講師を他団体に依頼した
- ・ 法人化の際に市内の他団体に相談し、助言を受けた
- ・ 他市でボランティア活動をした際に、他市のボランティア連絡協議会に参加
- ・ 福祉まつりへの参加
- ・ 行事を開催する際に他団体に事業協力依頼をした
- ・ 団体の活動目的のひとつに「仲間づくり」があり、他グループとの交流を図り、広く仲間づくりを進めている
- ・ ボランティア連絡協議会への入会
 - ・ イベントの際に他団体に出し物をお願いした
 - ・ ボランティア活動の中で、またイベントへの出展の際に
 - ・ 活動発表のとき
 - ・ 行政からの紹介
 - ・ 会員間の個人的なつながり
 - ・ 主催事業開催の際の協力依頼

【10】他の市民活動団体・グループ等との今後の交流・連携についての意志

(複数回答可)

(1) 同じ分野で活動する他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する	19
(2) 他の分野で活動する他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する	9
(3) 活動分野を問わず、事業の内容ごとに他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する	11
(4) 民間企業との交流・連携を希望する	6
(5) (1)～(4)以外の団体との交流・連携を希望する	3
(6) 他団体との交流・連携は希望しない	7
(7) 無回答	11

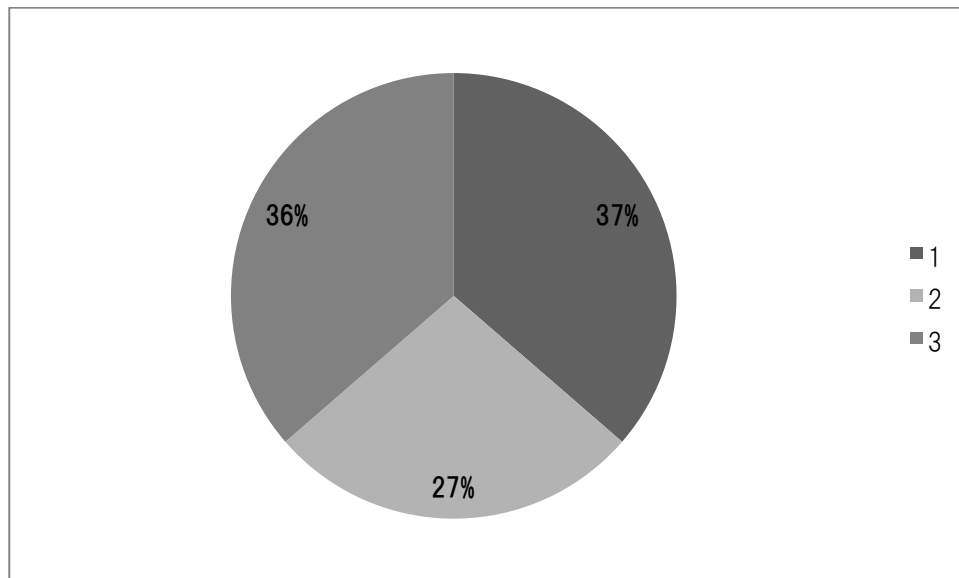


「他団体との交流・連携は希望しない」と回答した団体は、わずか7団体で、多くの団体が何らかの形で他団体と連携して、活動を広げていこうと考えていることが伺えます。

中でも「(1) 同じ分野で活動する他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する」と答えた団体は、全体の3割にのぼり、行政に限らず、共通の目的を達成するための市民同士の「協働」を推進する意識が高いことがわかります。

【11】市内の市民活動団体・グループ合同の会議について伺います。市内の市民活動団体・グループが一堂に集まる会議等開催の必要性

(1) 一堂に集まる会議等が必要だと思う	16	(37%)
(2) そのような会議等は必要無い	12	(27%)
(3) 無回答	16	(36%)



「(1) 一堂に集まる会議等が必要だと思う」を選択した団体が「(2) そのような会議等は必要無い」を選択した団体を10%上回る結果となりました。しかし、無回答の団体も全体の3割以上を占めています。

自由記入意見について

- 団体の広報や啓発活動について、機会と場所を設定するなど支援をお願いしたい
- 官主導になりすぎないように留意してほしい
- 横断的・総合的な相談窓口が必要
- 空き店舗等を利用した支援拠点の設置など
- 公民館使用料を、午前・午後といった単位ではなく、1時間等といった区分けにしてもらえると活動しやすい
- 活動に理解のある市役所職員の育成が必要

平成 23 年 7 月 1 日

報告に関するお問合せ先

〒364-8633 北本市総合政策部協働推進課協働推進担当

電話 594-5517／FAX592-5997／E-mail:a01200@city.kitamoto.lg.jp

北本市協働推進等庁内検討委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北本市自治基本条例推進本部設置規程（平成22年訓令第8号）第5条の規定に基づき、北本市協働推進等庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民参画の推進に関すること。
- (2) 市民と行政との協働の推進に関すること。
- (3) 市民活動の促進に関する施策等の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

秘書広報課長、政策推進課長、協働推進課長、財政課長、総務課長、税務課長、くらし安全課長、産業観光課長、福祉課長、都市計画課長、生涯学習課長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、秘書広報課長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会の下部組織として、専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部員は、委員長が委員又は市職員の中からこれを指名する。

3 作業部会に部長を置き、協働推進課長の職にある者をもって充てる。

4 部長は、作業部会の会議の決定事項を委員会に報告しなければならない。

5 作業部会の部員は、当該専門的事項の調査研究を終了し、その任務を終了したときをもって、解任されるものとする。

6 第4条及び前条の規定は、作業部会に準用する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の決定事項を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月6日から施行する。

北本市協働推進等庁内検討委員会委員名簿

平成22年5月～平成23年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
総 合 政 策 部	部長	谷澤 暢	委 員 長
秘 書 広 報 課	課長	加藤 功	職務代理
政 策 推 進 課	課長	町田 浩一	
協 働 推 進 課	課長	柴崎 照夫	
財 政 課	課長	須藤 健治	
総 務 課	課長	荒井 光男	
税 務 課	課長	横田 順一	
く ら し 安 全 課	課長	長島 良和	
産 業 振 興 課	課長	田中 正昭	
福 祉 課	課長	村田 則弘	
都 市 計 画 課	課長	中嶋 仁	
生 涯 学 習 課	課長	細井 忠	

平成23年4月～平成24年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
総 合 政 策 部	部長	朝尾 光二	委 員 長
秘 書 広 報 課	課長	加藤 功	職務代理
政 策 推 進 課	課長	町田 浩一	
協 働 推 進 課	課長	原島 敏一	
財 政 課	課長	須藤 健治	
総 務 課	課長	荒井 光男	
税 務 課	課長	横田 順一	
く ら し 安 全 課	課長	加藤 正雄	
産 業 観 光 課	課長	田中 正昭	
福 祉 課	課長	村田 則弘	
都 市 計 画 課	課長	中嶋 仁	
生 涯 学 習 課	課長	大島 一秀	

平成24年4月～平成25年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
総 合 政 策 部	部長	朝尾 光二	委 員 長
秘 書 広 報 課	課長	須藤 健治	職務代理
政 策 推 進 課	課長	町田 浩一	
協 働 推 進 課	課長	磯野 治司	
財 政 課	課長	原島 敏一	
総 務 課	課長	荒井 光男	
税 務 課	課長	田中 正昭	
く ら し 安 全 課	課長	加藤 功	
産 業 観 光 課	課長	新井 信弘	
福 祉 課	課長	加藤 啓一	
都 市 計 画 課	課長	大藏 裕介	
生 涯 学 習 課	課長	大島 一秀	

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿

平成22年6月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 査	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	佐藤 慎也	
協 働 推 進 課	課 長	柴崎 照夫	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 任	鷹谷 豪	
税 務 課	主 幹	新井 貞男	
くらし安全課	主 査	松永 宏行	
産 業 振 興 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
福 祉 課	主 幹	吉見 昭	
都 市 計 画 課	主 幹	長島 均	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	

平成22年7月～平成23年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 査	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	大森 国英	
協 働 推 進 課	課 長	柴崎 照夫	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 任	鷹谷 豪	
税 務 課	主 幹	新井 貞男	
くらし安全課	主 査	松永 宏行	
産 業 振 興 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都 市 計 画 課	主 幹	長島 均	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	

平成23年4月～平成24年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 幹	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	大森 国英	
協 働 推 進 課	課 長	原島 敏一	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	矢ノ川直登	
税 務 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
くらし安全課	主 幹	新井 貞男	
産 業 観 光 課	主 事	福島みゆき	
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都 市 計 画 課	主 査	橋本 保	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	

平成24年4月～平成25年3月

所 属	職名	氏 名	備 考
秘 書 広 報 課	主 幹	浦 直樹	副部長
政 策 推 進 課	主 任	大森 国英	
協 働 推 進 課	課 長	磯野 治司	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	矢ノ川直登	
税 務 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
くらし安全課	主 幹	根岸 学	
産 業 観 光 課	主 事	福島みゆき	
福 祉 課	主 査	白田 明子	
都 市 計 画 課	主 査	橋本 保	
生 涯 学 習 課	主 任	安藤 裕也	

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進に関し必要な事項を定める条例（以下「条例」という。）並びに市民活動の促進に関する施策等（以下「施策等」という。）の立案に当たり、市民の意見を十分に反映させるため、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 条例の立案に関し必要な事項の検討を行うこと。
- (2) 施策等の立案に関し必要な事項の検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) コミュニティ活動団体関係者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 市内で事業活動を行う者又は市内で働く者
- (4) 公募による市民
- (5) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 会議に出席した委員には、予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿

平成 22 年 6 月～平成 23 年 3 月

◆第 1 号委員（コミュニティ活動団体関係者）2 名

NO	氏 名	推薦団体
1	かとう のぶとし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第 2 号委員（市民活動団体関係者）3 名

NO	氏 名	備 考
1	たかはし ようこ 高橋 陽子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	たかはし のぶはる 高橋 伸治	北本市内の NPO 法人（埼玉ソーホー支援推進協議会）
3	こが としお 古賀 利雄	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第 3 号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2 名

NO	氏 名	備 考
1	みやぎ まさし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 徳子	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第 4 号委員（公募による市民）2 名

NO	氏 名	備 考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民（広報 4 月号にて募集）
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民（広報 4 月号にて募集）

◆第 5 号委員（知識経験者）1 名

NO	氏 名	備 考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

平成23年4月～平成24年3月

◆第1号委員（コミュニティ活動団体関係者）2名

NO	氏 名	推薦団体
1	かとう のぶとし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第2号委員（市民活動団体関係者）2名

NO	氏 名	備 考
1	たかはし ようこ 高橋 陽子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	こが としお 古賀 利雄	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第3号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2名

NO	氏 名	備 考
1	みやぎ まさし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 徳子	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第4号委員（公募による市民）2名

NO	氏 名	備 考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民（広報4月号にて募集）
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民（広報4月号にて募集）

◆第5号委員（知識経験者）1名

NO	氏 名	備 考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

計画策定経過

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会における検討

第 1 4 回	平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日 (月)	・北本市協働推進条例及び市民活動促進施策の検討の進め方について ・協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて
第 1 5 回	平成 2 3 年 1 月 1 7 日 (月)	・協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて
第 1 6 回	平成 2 3 年 2 月 2 日 (水)	・協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて
第 1 7 回	平成 2 3 年 6 月 9 日 (木)	・協働推進条例及び市民公益活動支援施策検討の進め方について ・協働推進及び市民活動促進のためのアンケート実施状況について
第 1 8 回	平成 2 3 年 7 月 4 日 (月)	・『北本市市民と行政との協働推進計画』について ・『協働推進及び市民活動促進のためのアンケート』について
第 2 0 回	平成 2 3 年 8 月 8 日 (月)	・北本市協働推進条例の基本的な考え方について ・北本市における市民活動支援の現状について
第 2 1 回	平成 2 3 年 8 月 1 7 日 (水)	・北本市における市民活動支援の現状について ・北本市における望ましい市民活動支援のあり方について
第 2 6 回	平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日 (火)	・「北本市協働推進条例（案）」パブリック・コメント手続の実施について ・市民公益活動促進施策について
第 2 7 回	平成 2 4 年 1 月 3 1 日 (火)	・市民公益活動促進施策について
第 2 8 回	平成 2 4 年 2 月 1 4 日 (火)	・市民公益活動促進施策について
第 2 9 回	平成 2 4 年 3 月 2 2 日 (木)	・北本市市民参画推進条例（案）について ・北本市協働推進条例（案）について ・北本市協働推進等庁内検討委員会検討報告書（案）について ・北本市市民参画推進条例等市民検討委員会検討報告書（案）について

北本市協働推進等庁内検討委員会における検討

第17回	平成24年 11月5日（月）	・「（仮称）北本市市民公益活動推進計画（案）」 について
第18回	平成25年 2月15日（金）	・北本市市民公益活動推進計画（案）について



北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会
合同会議のようす

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会における検討

第 9 回	平成 2 3 年 1 月 1 7 日（月）	グループ討議 ・協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて （合同会議）
第 1 2 回	平成 2 3 年 6 月 2 4 日（金）	・「北本市市民と行政との協働推進計画」について ・「大和市市民参加推進条例」及び「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」について
第 1 3 回	平成 2 3 年 7 月 2 1 日（木）	神奈川県大和市視察 ・市民参加推進条例について ・市民活動推進条例について
第 1 4 回	平成 2 3 年 8 月 8 日（月）	・北本市協働推進条例の基本的な考え方について ・北本市における市民活動支援の現状について
第 1 5 回	平成 2 3 年 8 月 1 7 日（水）	・『北本市市民と行政との協働推進計画』について ・『協働推進及び市民活動促進のためのアンケート』について
第 1 9 回	平成 2 3 年 7 月 4 日（月）	・北本市における市民活動支援の現状について ・北本市における望ましい市民活動支援のあり方について
第 2 1 回	平成 2 4 年 1 月 3 1 日（火）	・市民公益活動促進施策について
第 2 2 回	平成 2 4 年 2 月 1 4 日（火）	・市民公益活動促進施策について
第 2 3 回	平成 2 4 年 3 月 2 2 日（木）	・北本市市民参画推進条例（案）について ・北本市協働推進条例（案）について ・北本市協働推進等庁内検討委員会検討報告書（案）について ・北本市市民参画推進条例等市民検討委員会検討報告書（案）について
第 2 5 回	平成 2 4 年 6 月 1 日（金）	・北本市市民と行政との協働推進計画について ・NPO・ボランティアとの協働事業等調査結果について
第 2 6 回	平成 2 4 年 6 月 2 9 日（金）	・「（仮称）北本市市民公益活動推進計画」の検討について

第 2 7 回	平成 2 4 年 7 月 3 1 日 (火)	・「(仮称)北本市市民公益活動推進計画」の検討について
第 2 8 回	平成 2 4 年 8 月 3 0 日 (木)	・「(仮称)北本市市民公益活動推進計画」の検討について
第 2 9 回	平成 2 4 年 1 0 月 1 2 日 (金)	・「(仮称)北本市市民公益活動推進計画」施策体系について ・「北本市市民参画推進条例条文解説」及び「北本市協働推進条例条文解説」の作成について
第 3 0 回	平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日 (水)	・「(仮称)北本市市民公益活動推進計画」の検討について

その他の取組み

- 1 平成24年11月13日（火）
北本市市民公益活動推進計画（案）について庁内全課照会
- 2 平成24年11月22日（木）
市部長職に北本市市民公益活動推進計画（案）を説明
- 3 平成24年12月26日（水）
北本市自治基本条例審議会に北本市市民公益活動推進計画（案）を諮問
- 4 平成25年1月25日（金）
同審議会から計画（案）については妥当との答申を受ける
- 5 平成25年1月4日（金）から2月4日（月）まで
パブリック・コメント手続を実施。意見提出なし
- 6 平成25年2月15日（金）
北本市協働推進等庁内検討委員会において北本市市民公益活動推進計画（案）を最終確認

北本市市民公益活動推進計画

平成 25 年（2013）3 月発行

発行：北本市

編集：総合政策部協働推進課

〒364-8633

埼玉県北本市本町 1 丁目 111 番地

電話：048-591-1111

FAX：048-592-5997

ホームページ

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp>